

# Transparency Report 2024/25

2024年10月

# 目次

トップマネジメントからのメッセージ	2	7. 独立性と倫理性の保持	14
1. 監査品質の基盤を成す品質管理システム	2	7.1.	誠実な行動とOur Valuesの実践
2. 組織文化とOur Valuesの実践	3	7.2.	客観性、独立性および倫理性の保持
2.1. 経営陣の方針や姿勢を初めとする正しい文化の育成		7.2.1.	個人の金銭的利害関係
2.1.1. 経営陣の方針や姿勢		7.2.2.	雇用関係
2.1.2. KPMGのmultidisciplinary model (監査・保証部門とアドバイザー部門の一体運営)		7.2.3.	法人単位の金銭的利害関係
2.1.3. 品質とリスクマネジメントに関する経営陣の責任		7.2.4.	ビジネス上の関係・サプライヤー
2.2. 品質、一貫性、信頼および成長に 焦点を当てた明確な戦略		7.2.5.	独立性の研修および確認
2.2.1. 業務内容		7.2.6.	非監査業務
2.2.2. 経営戦略		7.2.7.	報酬依存度
2.2.3. あずさ監査法人およびその子会社等		7.2.8.	利益相反の回避
2.2.4. KPMGジャパンを構成する各社における品質の確保		7.2.9.	独立性違反
2.3. 品質およびリスク管理に関する責任、 役割および義務の明確化		7.2.10.	パートナー・ローテーション
2.3.1. 品質およびリスク管理に対する経営陣の責任		7.2.11.	インサイダー取引管理
2.4. 強固なガバナンス体制による監視		7.3.	贈収賄および汚職の排除
2.4.1. ガバナンス体制		8. 業務の品質の確保	16
3. 専門的な技術と知識の活用	8	8.1.	適切な場合に行う専門的な見解の問合せ
3.1. 職業的専門家としての基準および 法令に則したメソドロジー		8.1.1.	専門的な見解を求める組織文化の醸成
3.1.1. 一貫性のある監査・保証業務のメソドロジーとツール		8.1.2.	KPMGグローバルネットワーク内の 専門的な見解の問合せ先
3.2. 標準化されたメソドロジーおよびガイダンス		8.2.	専門家としての判断および懐疑心を踏まえた 監査証拠の批判的な評価
3.3. 高度で専門的な技術と知識		8.3.	指示、コーチング、監督および査閲
3.3.1. 専門家のネットワークへのアクセス		8.3.1.	継続的なコーチング、監督および査閲
3.3.2. 重要な外部事象および状況への対応を通じた あずさ監査法人の監査品質に対する取組み		8.3.2.	審査
3.3.3. ESG保証業務の品質		8.4.	結論の適切なサポートおよび文書化
3.4. 品質およびリスク管理方針		8.4.1.	監査報告
4. デジタル技術の採用	9	8.4.2.	監査調書
4.1. KPMG Clara		9. 監査品質に影響を与えるリスクの評価	17
4.2. 高度で基準重視の監査および保証のワークフロー		9.1.	品質に対するリスクの識別と理解、 および効果的な対応の実施
4.3. デジタル・データとエマージングテクノロジー		9.2.	監査品質に関する指標
4.3.1. 守秘義務、情報セキュリティおよび データ・プライバシー		10. 監視および改善	21
5. 多様なスキルを備えたチームの育成	11	10.1.	監査品質の厳格な監視および測定
5.1. さまざまな専門的な技能・視点・経験および 適切な資格・スキルを有する人材の採用		10.1.1.	継続的な改善
5.1.1. 採用		10.1.2.	監査法人内部におけるモニタリングおよび コンプライアンスプログラム
5.1.2. インクルージョン、ダイバーシティ&エクイティに 向けた取組み		10.2.	ステークホルダーからのフィードバックの入手、 評価および対応
5.1.3. 報酬および昇進		10.2.1.	規制当局
5.2. 適切なチームメンバーの選任		10.2.2.	監査関与先からのフィードバック
5.3. データ処理に関連するスキル(データ・マイニング、 データ分析、データの可視化等)への投資		10.2.3.	業務の品質に関する連絡等の監視
5.4. 専門的な技術、職業的専門家としての見識および リーダーシップ・スキルに焦点を当てた人材育成		10.3.	根本原因分析(RCA)の実施
5.4.1. 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供		11. 効果的なコミュニケーション	23
5.4.2. 継続的な人材育成戦略		11.1.	インサイトの提供およびオープンかつ 率直な双方向のコミュニケーションの継続的な実施
5.4.3. IFRS®会計基準および米国基準に基づく 業務のための資格および必須要件		11.2.	監査事務所間の引継
5.5. 品質の重視		11.3.	意識調査(GPS)の実施および実施後の対応
5.5.1. 人材開発		11.4.	市場参加者との対話
6. 適切な関与先との関係	13	12. 財務情報	24
6.1. 関与先との契約の新規の締結および更新に係る グローバルの方針の遵守		13. パートナー報酬について	25
6.2. 適切な関与先との適切な新規受嘱契約の締結		14. KPMGネットワークとの関係	25
6.2.1. 関与先の評価		14.1.	法的構造
6.2.2. 契約の評価		14.2.	KPMGメンバーファームの責任と義務
6.2.3. 契約の更新プロセス		14.3.	職業賠償責任保険
6.2.4. 契約解除プロセス		14.4.	統治機構
6.3. 監査関与先のポートフォリオの管理		14.5.	KPMGネットワークに加入する目的
7. 独立性と倫理性の保持	14	15. 有限責任 あずさ監査法人の品質管理システムの 有効性(2023年9月30日時点)について	26
7.1.	誠実な行動とOur Valuesの実践	添付資料	
7.2.	客観性、独立性および倫理性の保持	A.1. KPMGの日本におけるメンバーファーム	27
7.2.1.	個人の金銭的利害関係	A.2. あずさ監査法人の経営陣(2024年7月1日現在)	28
7.2.2.	雇用関係	A.3. 監査法人のガバナンス・コードへの対応	28
7.2.3.	法人単位の金銭的利害関係		
7.2.4.	ビジネス上の関係・サプライヤー		
7.2.5.	独立性の研修および確認		
7.2.6.	非監査業務		
7.2.7.	報酬依存度		
7.2.8.	利益相反の回避		
7.2.9.	独立性違反		
7.2.10.	パートナー・ローテーション		
7.2.11.	インサイダー取引管理		
7.3.	贈収賄および汚職の排除		

## トップマネジメントからのメッセージ

我々、あずさ監査法人は、KPMGのメンバーファームの一員として、“Inspire Confidence. Empower Change.”（社会に信頼を、変革に力を）というPurpose（存在意義）をグローバルベースで共有しています。このPurposeに基づき、監査および会計に関するサービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していきたいと考えています。

本報告書では、昨年度と同様、KPMGにおけるグローバルで一貫した品質管理の枠組みを基礎としつつ、あずさ監査法人の監査品質向上への取組みに焦点を当ててご説明しています。

また、本報告書では、公認会計士法の改正を踏まえた追加的な要請、「監査法人の組織的な運営に関する原則」で示された新たな原則、品質管理システムに関する追加的な要求事項への対応を踏まえつつ、あずさ監査法人がどのようにステークホルダーの期待に応え、監査品質の改善に努めているのかについて詳細な説明を記載しています。



あずさ監査法人  
理事長

山田 裕行

2024年9月30日

## 1. 監査品質の基盤を成す品質管理システム

監査および保証の品質は資本市場における確固たる信用および社会的信頼を築くための基盤であり、今までもこれからも、KPMGの最大の優先事項です。

KPMGメンバーファームはグローバル組織全体で、国際監査・保証基準審議会（IAASB）により公表された国際品質マネジメント基準第1号（ISQM1）の要求事項を満たすために、品質管理システムをより強固で一貫性のあるものへと改善しています。ISQM1適用に向けてのグローバル組織全体で一貫したアプローチは品質管理の基盤であり、このアプローチを採用することで当該基準の要求事項の遵守が確保されるほか、クライアント、資本市場、社会に対する信頼および透明性を向上するための取組みが推進されます。

### 品質管理システムおよびISQM1に対するKPMGインターナショナルのグローバルなアプローチ

- IAASBにより公表されているISQM1に準拠したKPMGメンバーファームの効果的な品質管理システムを下支えする方針および手続を設定する
- 品質管理システムを構成する各要素に対し、グローバル組織全体で一貫した品質目標、品質リスクおよび対応を確立する
- KPMGメンバーファームに固有の追加的な品質目標、品質リスクおよび統制を識別する際に使用することが合意されたリスク評価の枠組みをメンバーファームに提供する
- 効果的で一貫した品質管理システムの運用を推進するためのガイダンス、ツールおよび研修を提供することにより、KPMGメンバーファームを支援する
- グローバル組織全体における一貫性を推進するために、KPMGメンバーファームの品質管理システムのモニタリング活動を実施する

ISQM1の適用に向けてグローバルな組織全体を通じて一貫したアプローチを採用することにより、基準に定められた品質目標の達成を脅かすリスクへのより強固な対応が推進されます。また、KPMGインターナショナルでは、基準を構成する各要素につき、全てのKPMGのメンバーファームが最低限充足すべき品質目標、品質リスクおよび対応を設定しています。

KPMGインターナショナルは、全メンバーファームにおけるISQM1の一貫した適用を支援するため、各メンバーファームそれぞれに固有のさらなる品質目標、品質リスクおよび対応を識別する際に適用しなければならないリスク評価プロセスを設定しています。また、各メンバーファームによる品質管理システムのテストおよび評価に関する要求事項をガイダンス、ツールおよびテンプレートとともに設定し定めています。

グローバルで一貫したアプローチは、全てのKPMGメンバーファームにより適用されています。この一元的なアプローチの目的は、KPMGメンバーファームのプロセスにおける対応をより強固で一貫したものとし、さらなる説明責任を果たすようにすることです。

KPMGの監査および保証の品質向上がどのように推進されているかに関する透明性をより高めるため、本報告書はグローバルレベルの品質管理の枠組み（Global Quality Framework）に基づいて構成されています。この枠組みでは、KPMGが高い品質を提供し、それについてKPMGの全構成員が責任を負う方法が説明されています。

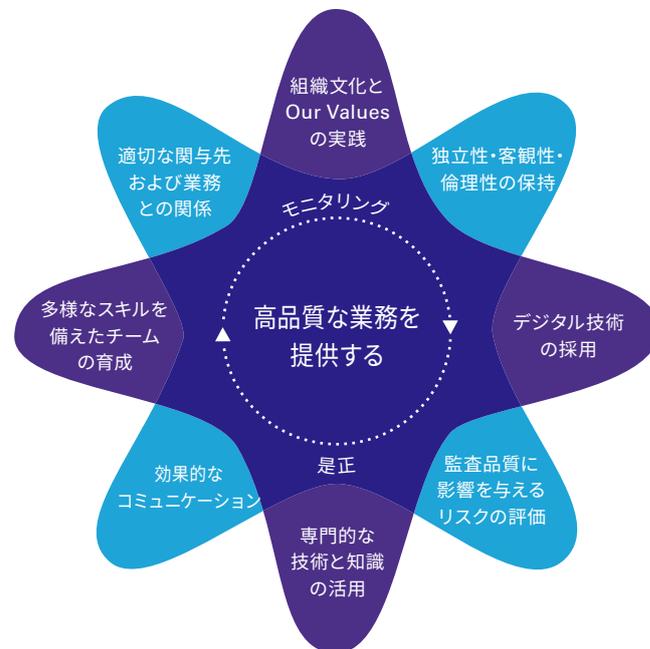
監査および保証の品質向上を推進するものとして、この枠組みにはKPMGの品質管理システムを構成する10の要素が記載されています。あずさ監査法人の品質管理システムは、ISQM1に従い、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が発行した財務諸表の監査を行うプロフェッショナルサービスファームに適用

される職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)の要求事項にも沿ったものとなっています。

あずさ監査法人の品質管理システムは、KPMGインターナショナルの方針および手続を適用して整備されています。また、あずさ監査法人は、公認会計士法、会社法、金融商品取引法等の関係法令、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準(法令により適用が求められる場合に限る)、日本公認会計士協会(JICPA)が公表する監査実務指針、JICPAが公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針、その他の倫理に関する規定等に準拠して適切に実施されるように追加的な方針および手続を適用しています。

本報告書のセクション2から11では、品質管理システムを構成する各要素がどのように効果的に運用されているかについて説明しています。本報告書は「品質管理システムの有効性について」(セクション15参照)とともに、あずさ監査法人の品質管理システムが高品質な業務の一貫した遂行をどのように効果的に支援しているかについて説明しています。KPMGにおける品質管理システムの特定の側面は、職能の枠を超え、提供される全てのサービスに品質の基礎として等しく適用される

ため、本報告書はKPMGジャパンを構成するメンバーファームが提供する税務およびアドバイザリーサービスに関心を持つ利害関係者にとっても有用です。



## 2. 組織文化とOur Valuesの実践

- 経営陣の方針や姿勢をはじめとする正しい文化の育成
- 品質、一貫性、信頼および成長に焦点を当てた明確な戦略
- 品質およびリスク管理に関する責任、役割および義務の明確化
- 強固なガバナンス体制

重要なのは、我々一人ひとりがKPMGで何をやるかだけではありません。我々は、その方法にも注意を払います。Our Valuesは我々の信念であり、我々の行動の指針となり、その行動を一体化するものです。Our Valuesは、我々が事業を展開している全ての国および地域の全ての構成員に共有され、KPMGの独自の文化の基盤となっています。

### 2.1. 経営陣の方針や姿勢をはじめとする正しい文化の育成

#### 2.1.1. 経営陣の方針や姿勢

KPMGインターナショナルの経営陣は、各地域のメンバーファームの経営陣とともに、品質および最高水準の職業的専門家としての基準や倫理観への取組みを確立するうえで、重要な役割を担っています。誠実性、説明責任、品質、客観性、独立性および倫理を基調とした組織文化は、利害関係者が信頼する監査やその他の専門的なサービスを遂行するうえで極めて重要です。

Our ValuesはKPMGの運営方法の中核を成しており、我々がどのような場合にも、正しいやり方で、正しい運営を行うためにあります。また、Our Valuesによって誠実性をもって課題に対応できる強固な組織文化の基盤が形成されるため、我々は公益に資するという主たる責任を見失うことはありません。Our Valuesは、我々が世界中で社会に信頼をもたらし変革に力を与えていくうえでの原動力を、業務や規範を通じて与えてくれます。

我々は、我々が行う全てのことにおいて、最高水準の個人および職業的専門家としての行動にコミットしています。倫理と誠実性は我々の中核を成しており、[グローバル行動規範](#)にはKPMGの全構成員が互いに、そしてクライアントおよび社会に対して負う責任が記載されています。行動規範には、KPMG共通の価値観(Our Values)および存在意義(Purpose)がどのように我々に高い志を与え、我々の全ての行動を導いているかが記載されています。また、行動規範には、個人および集団としての責任に加え、KPMGの一員となり活躍する意義が定義されています。

KPMGの全構成員は、行動規範に従って行動する責任を負い、行動規範を遵守していることを確認することが求められています。不快に感じるような、または、倫理行動規範、Our Values、KPMGの方針、適用される法令、規則もしくは職業専門家としての基準に沿わない態度や行動を目にした場合には、臆せず報告することが強く奨励されています。

## あずさ監査法人倫理行動規範

あずさ監査法人倫理行動規範は、Our Valuesに基づいて構築されており、あずさ監査法人の全てのパートナーおよび職員に求める倫理的な行動について規定しています。あずさ監査法人倫理行動規範は、パートナーおよび職員それぞれが、適用される法的、職業的専門家としての基準および倫理規則に従う必要があることを規定しています。また、我々のコミットメントを示し、あずさ監査法人のパートナーおよび職員に求められる規定を含んでいます。これには、以下のような内容が含まれます。

- 適用される全ての法律、規則、職業的専門家としての基準およびあずさ監査法人の内部規程を遵守すること
- 適切なクライアントおよび第三者との業務の実施
- 品質の重視
- 客観性および独立性の保持
- あずさ監査法人内、あずさ監査法人と関係があるクライアント、サプライヤーや公務員による違法行為または非倫理的行為の排除
- 情報の保護
- 公正な競争
- 優秀な人材の育成
- 責任ある企業市民であること
- 社会的信頼の構築
- 倫理行動規範の遵守を確認すること

## 「コンプライアンスを考える日」

コンプライアンス意識のより一層の向上・浸透のために、毎年9月7日を「コンプライアンスを考える日」として定め、公認会計士または職業的専門家として保持すべき倫理観およびコンプライアンス意識の重要性を、全てのパートナーおよび職員で改めて認識する機会を設けています。コンプライアンスを考える日には、社員および職員一人ひとりが過去のeラーニングに関する不適切受講や、公認会計士資格誤表記の事案等を思い起こし、改めてコンプライアンスとは何かについて考えることで、コンプライアンス意識のより一層の醸成に努めています。

## ホットラインの設置

相互に責任を負うというこの原則を守るために、KPMGの各メンバーファームは、適用される法令または規則に従ってKPMGの構成員および第三者が報復を恐れることなく、報告すべき事項について問合せ、懸念を提起し、意見を述べ、伝えることができるように、明確なチャネルを整備し、通知し、維持することに合意しています。

KPMGでは、KPMGインターナショナルのホットラインを設けています。このホットラインは、KPMGの構成員、メンバーファームの

クライアントおよびその他の第三者が利用することができ、KPMGインターナショナル、KPMGメンバーファームまたはその構成員に対する懸念を匿名で報告することができます。KPMGインターナショナルでは、ホットラインで受け取った報告を真摯に受け止め、その一つひとつに対する回答方法を検討するとともに、必要に応じて調査を行い適切な措置を取っています。また、あずさ監査法人としても、法人内のホットラインを設置しているほか、外部の法律事務所のウェブサイト上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。また、通報者に対して不利益な取扱いや差別を行ってはならないことを法人内規定において定めています。

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、善意により報告を行った個人に対して報復措置を取ることは禁止されています。報復措置は倫理行動規範に対する重大な違反であり、報復措置を取った者には所属するメンバーファームの懲戒処分の方針が適用されます。

上記のプロセスに加えて、構成員に対する意識調査であるGlobal People Surveyは、あずさ監査法人およびKPMGインターナショナルの経営陣に、Our Valuesの維持についての成果を提供しています。

## 2.1.2 KPMGのmultidisciplinary model(監査・保証部門とアドバイザリー部門の一体運営)

今日の組織は、最善かつ最適の統合的な考えを必要とする複雑な問題に直面しています。KPMGでは、我々のmultidisciplinary model(監査・保証部門とアドバイザリー部門の一体運営)がクライアントにサービスを提供する最善の方法であり、最も大規模かつ複雑な監査、税務およびコンサルティング業務において最高水準の品質を提供するために不可欠であると確信しています。multidisciplinary modelにより、ビジネスの観点からの機敏性とレジリエンスが実現し、市場の状況により容易に対応できるようになります。また、KPMGがより興味深く刺激的な職場になります。

## 2.2. 品質、一貫性、信頼および成長に焦点を当てた明確な戦略

### 2.2.1. 業務内容

あずさ監査法人は、全国主要都市に約7,000名の人員を擁し、監査証明業務をはじめ、財務会計アドバイザリー、内部統制アドバイザリー、ESGアドバイザリー、規制対応アドバイザリー、IT関連アドバイザリー、デジタル・データ関連アドバイザリー、スタートアップ関連アドバイザリーなどの非監査証明業務を提供しています。

また、金融、テレコム・メディア、テクノロジー、パブリック、消費財・小売、ライフサイエンス、自動車等、産業・業種(セクター)ごとに組織された監査事業部による業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、143の国と地域に広がるネットワークを通じ、グローバルな視

点からクライアントを支援しています。

## 2.2.2. 経営戦略

あずさ監査法人は、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、企業の持続的成長に向けた変革を支援していくことが、我々の変わることのない使命だと考えています。

その使命を果たすため、我々が目指す姿を社会、クライアント、関係する人々から「常に選ばれる存在であること(The Clear Choice)」と定め、それを実現するための戦略を策定しています。

我々の経営戦略は専務理事会において策定され、品質および信頼に対するコミットメントを示しています。我々は、グローバルな戦略の実行の一部である優先事項への重点投資に注力しています。

## 2.2.3. あずさ監査法人およびその子会社等

公認会計士法では、監査法人が提供可能な業務の範囲が、会計監査および財務に関連する助言業務に限定されています。これを踏まえ、KPMGジャパンは業務内容が異なる複数の会社から構成されています。具体的には、あずさ監査法人は、以下6社を子会社として保有しています。

- KPMGコンサルティング株式会社
- 株式会社 KPMG FAS
- KPMGあずさサステナビリティ株式会社
- KPMGヘルスケアジャパン株式会社
- 株式会社 KPMG Ignition Tokyo
- 株式会社 KPMG アドバイザリーライトハウス

また、この他に、KPMGジャパンのメンバーファームとして以下のエンティティがあります。

- KPMG税理士法人
- KPMG社会保険労務士法人

あずさ監査法人および上記6つの子会社、ならびに上記2つのエンティティを加えた9つの日本におけるKPMGメンバーファームが一体となってKPMGジャパンとして活動しています。日本におけるKPMGのメンバーファームの一覧および各メンバーファームの適用される規制、業務内容、業務領域等については、添付資料A.1をご覧ください。

## 2.2.4. KPMGジャパンを構成する各社における品質の確保

上記9つのメンバーファームはKPMGとしての基本理念を共有しており、互いに協力してKPMGジャパンとして質の高いサービスの提供に努めています。

あずさ監査法人の6つの子会社については、あずさ監査法人の役職者が各社の取締役会および監査役会の過半を占めることであずさ監査法人を中心とするグループガバナンス体制を構築し、あずさ監査法人との利害の対立を回避しています。また、取締役会や監査役会への関与を通じて、子会社が顧客に対して提供する業務が、KPMGジャパンが目指す高い品質を維持していることを確認しています。さらに、子会社が監査サポート業務を実施するにあたっては、子会社が十分なリソースを適時に配分することにより、提供される業務が、あずさ監査法人が目指す高いレベルの監査品質の水準を満たしていることを常に確認しています。

## 2.3. 品質およびリスク管理に関する責任、役割および義務の明確化

### 2.3.1. 品質およびリスク管理に対する経営陣の責任

あずさ監査法人の経営陣は、自らの行動を通じて、誠実性、品質、客観性、独立性および倫理を重視する風土の醸成に取り組んでいます。

あずさ監査法人は、Global Steering Groupの活動に最も緊密に関連する職務を担うメンバーの特定の責任者の実績について、関連するGlobal Steering Groupの議長または議長の代理者に意見を求めることに合意しています。年次の業績プロセスの一環として求められるこの意見は、責任者の業績評価に基づくものであり、公益、監査品質およびリスク管理に関する活動内容を含みます。

(Global Steering Groupの詳細は、[KPMGインテナーショナル Transparency Report](#)の「Governance and leadership」をご覧ください)

あずさ監査法人における品質管理とリスク管理に係る経営陣は次のとおりです。

#### 理事長

あずさ監査法人の理事長、山田裕行は、監査に関する品質管理基準および品質管理基準委員会報告書第1号の規定に準拠し、あずさ監査法人の品質管理システムに関する責任を負うリーダーです。

あずさ監査法人内に品質を重視する文化を確実に浸透させるために、理事長および専務理事会が講じた措置についての詳細は、2.4.1(ガバナンス体制)に記載されています。

#### 専務理事(品質管理統轄)

あずさ監査法人における品質管理に関する体制の整備・運用上の責任は、専務理事(品質管理統轄)に委譲されています。理事長および専務理事(品質管理統轄)は、品質管理に関する方針および手続ならびに監査業務の品質を重視する行動およびメッセージについて、法人内の各会議やニュースレター等で伝達しています。

他方、個別業務の品質管理およびリスクマネジメントについては、

業務執行社員が最終的な責任を負っています。

### リスクマネジメントパートナー (Risk Management Partner)

あずさ監査法人の専務理事(リスクマネジメント統轄)は、リスクマネジメントパートナー(RMP)として、リスク管理、法令等の遵守および品質に係る指揮・実施に責任を負っています。

RMPIは、必要に応じ、理事長、ASPAC地域のRMP、グローバルの品質・リスクマネジメントの責任者、ならびにグローバルの品質・リスクマネジメントの責任者、ならびに法務部門の責任者または外部の法律専門家に助言を求めます。RMPIは、パートナーおよび専門要員から成るチームによってサポートされています。

### 倫理独立性パートナー (Ethics and Independence Partner)

あずさ監査法人の倫理独立性パートナー(EIP)は、倫理独立性に係る方針および手続の指揮・実施に対する主たる責任を負っており、倫理独立性に関する問題をRMPに報告します。

### 監査業務の最高責任者およびアドバイザリー業務の最高責任者 (Head of Audit, Head of Advisory)

監査およびアドバイザリー業務の最高責任者は、専務理事会のメンバーとして、業務において提供するサービスの品質に対する責任を負っています。また、各責任者は、各業務のリスク管理および品質管理の実施についてRMPが設定した範囲内で責任を負っています。これらの手続には、あずさ監査法人の全ての専門要員が業務レベルでリスク管理および品質管理について責任を負っていることが明記されています。

あずさ監査法人において監査業務の最高責任者(Head of Audit)は、監査の効果的な運営および統制について、以下を含む持続可能で高品質な監査実務を指揮することに責任を負っています。

- コミュニケーション、エンゲージメントサポートならびに、職業的専門家としての懐疑心、客観性、倫理および誠実性などの職業的専門家として最高の基準を満たすための取組みを通じて、監査品質を支える揺るぎない姿勢や文化を築くこと
- あずさ監査法人において設定した監査品質に関する要求事項を充足するための監査に係る戦略を策定・実施すること
- RMPと連携し、監査品質および監査実務に係るリスクに関連する事項を監視し、対応すること

## 2.4. 強固なガバナンス体制

### 2.4.1. ガバナンス体制

あずさ監査法人は、日本の公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人であり、所属するパートナーが100%所有しています。

KPMGの日本におけるメンバーファームは、各事業体の法的形態、規制状況、事業内容および事業領域の詳細と共に、添付資料A.1に記載されています。

あずさ監査法人では、経営／執行の体制として、最高決議機関である社員会、法人経営上の重要な意思決定に対して承認権限を有する経営評議会、法人経営に関する意思決定機関である専務理事会を設置しています。

また、上級審査会を設置して、重要な監査上の論点について最終的な判断を行っています。さらに、法人経営を監視するため、経営監視委員会および独立性を有する監視機関である公益監視委員会を設置しています。

経営／執行の役割を担う理事長、専務理事および執行理事、監視・評価の役割を担う経営監視委員、ならびに上級審査会会長は、パートナー全員による直接選挙または信任投票により選出されます。

経営／執行機関についての詳細は、以下のとおりです(2024年7月1日現在)。

#### 社員会

出資者であるパートナー全員で構成され、最高決議機関として、あずさ監査法人の重要事項(経営、組織および重要人事に関する事項等)を決議します。定時開催は年に4回とされています。

#### 経営評議会

あずさ監査法人の経営に関する意思決定に直接的に関与しない非執行のメンバー 3名(経営監視委員会委員長、2名の経営監視委員会副委員長)と執行のメンバー 2名(理事長および専務理事(リスクマネジメント統轄))により構成され、最も重要な経営上の意思決定を必要とする特定の事項について承認する権限を有しています。

#### 専務理事会

なお、専務理事会では、外部および内部品質レビュープロセスで生じた監査品質に関する現在および将来の課題、監査チームから寄せられた質問、品質管理システムの評価、根本原因分析、さまざまな情報源から特定されたその他の監査品質に係る事項に関する議論と意思決定を行っています。専務理事会の構成員については、添付資料A.2に記載したとおりです。

特に複雑な課題(例えばKPMGのグローバル監査メソッドロジーまたは監査ツールへの変更を必要とする可能性があるような課題)については、KPMGインターナショナルのGlobal Audit Steering Group (GASG)に提起され、KPMG Global Solutions Group (KGSG)、Global Audit Methodology Group (GAMG)およびInternational Standards Group (ISG)において解決策の検討が行われます。KGSG、GAMGおよびISGの詳細については、本報告書の8.1.2(KPMGグローバルネットワーク内の専門的な見解の問合せ先)をご覧ください。

#### 監査品質委員会

監査品質委員会は、監査品質の維持および向上に関連する事項を検討します。具体的には、監査品質委員会は、品質管理システムの評価、外部規制当局によるレビュー、内部Quality

Performance Review(QPR)プログラム、その他の品質管理プログラムにおける詳細な発見事項(関連する取組みを含む)、および監査品質および改善活動に関するさまざまな側面を取組みが必要となる幅広い課題について検討します。

#### 4つのディフェンスライン

あずさ監査法人では、監査品質を確保するために分類された4つの階層それぞれが責任を果たすことで、マネジメントの考え方や重要な情報の伝達および監査の現場からの必要な情報の吸い上げができる体制(4つのディフェンスライン)を整備しています。特に、パートナーに対しては、法人全体または各部門において、経営施策が必要となった環境や背景を適時かつ詳細に説明することで、必要な情報を組織全体に浸透させています。

#### 上級審査会

上級審査会は、全てのパートナーによる信任投票により相当な専門知識および経験を有しているとして選出された上級審査会長、および上級審査会会長により選任された上級審査会副会長により構成されています。上級審査会は、監査業務に係る法人全体の審査の基本方針を策定し、拠点審査会でより慎重な判断が必要と結論付けられた監査上の論点や所定の上級審査受審案件に該当する重要な監査上の論点について、客観的な立場から、法人としての監査意見に関する最終的な判断を行います。

上級審査は案件が生じた都度実施され、法人の審査制度に係る意思決定および上級審査における審議事項の情報共有等を目的とした上級審査会会議が少なくとも月1回開催されます。

#### 経営監視委員会

経営／執行に携わらないパートナーである経営監視委員により構成されています。経営監視委員会は、経営を監視するとともに、マネジメントによる監査品質向上のための取組みの実効性を評価します。

経営監視委員会には、下記の3つの小委員会を設置し、マネジメントの選任と報酬決定等のプロセスの監視がされています。

- 役職候補者審査委員会  
専務理事、執行理事、会長、上級審査会会長、経営監視委員、公益監視委員の候補者の適格性について審査
- 監査委員会  
会計監査人および内部監査部と連携して、法人(子会社を含む)の業務監査および会計監査を実施
- 報酬諮問委員会  
理事長、専務理事、会長、上級審査会会長の報酬等について、パートナーの報酬等決定制度に則って適切に決定されていることを審査

経営監視委員会の委員は、経営／執行の各機関における会議に出席して意見を述べるとともに、定期的に公益監視委員会への報告と意見交換を行います。経営監視委員会には、必要に応じ、社員の開催を社員会議長に請求できる権限が与えられています。

#### 公益監視委員会

公益監視委員会は、法人の経営について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長または専務理事から経営方針その他法人の経営に係る重要事項の報告を受け、討議を行うことを通じて、公益性の観点から当法人の経営が健全に行われるように監視をしています。公益監視委員会は、独立性を有する4名の外部委員および3名の内部委員(経営監視委員会委員長および副委員長)により構成され、公益性の観点から、法人の経営が健全に行われるように監視します。外部委員は、過去および現在において法人の構成員でないこと等に加え、インサイダー取引に関する規制等を遵守しており、監視機関の外部委員としての独立性を保持しています。

委員会では、外部委員が議長となり会議を進行します。法人の重要な活動・事案について理事長・専務理事および経営監視委員から報告を受けるとともに、外部委員が自らテーマを設定し、理事長・専務理事との討議を実施します。また、役職候補者審査委員会、監査委員会および報酬諮問委員会を含めた経営監視委員会の監視評価のプロセスについても監視します。

このように幅広い見識に基づいた多様な見解を受領することは、ガバナンスの質を高め、説明責任を強化することにつながると考えられます。このため、資本市場の参加者としての視点、企業における組織的な運営の経験、法律専門家としての経験等を有する多様な人材を、外部委員として選任しています。

#### リスク・コンプライアンス委員会

あずさ監査法人の常設委員会として、法人内委員8名(専務理事(リスクマネジメント統轄)、コンプライアンス統轄室室長等から構成される)、外部委員(弁護士)1名の、計9名からなるリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、リスク・コンプライアンス委員会運営要領に基づき、法人業務に関連したコンプライアンスに関する事項および全社リスク管理に関する事項について監督し、モニタリングを行い、専務理事会へ答申・報告します。

また、構成員のコンプライアンス意識を高め、「倫理行動規範」の遵守を徹底するために、コンプライアンス統轄室を設置し、下記の活動に積極的に取り組んでいます。

- 倫理行動規範の改定
- 倫理・コンプライアンス研修の実施
- メールマガジン発行による啓発活動
- ACSA(AZSA Compliance Self-Assessment)活動による、潜在的リスクの洗い出し
- あずさ監査法人構成員のパワハラやコンプライアンス違反またはそのおそれがある事案に関する通報窓口として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置

## 3. 専門的な技術と知識の活用

- 職業的専門家としての基準および法令に則したメソドロジー
- 標準化されたメソドロジーおよびガイダンス
- 高度で専門的な技術と知識
- 品質およびリスク管理方針

我々は、高品質の監査を提供するうえでの基本的な役割を理解しつつ、引き続き専門的な技術と知識の強化に取り組んでいます。

### 3.1. 職業的専門家としての基準および法令に則したメソドロジー

#### 3.1.1. 一貫性のある監査および保証業務のメソドロジーとツール

我々は、主要な会計プロセスに対する監査手続の立案、実施および文書化に関する一貫したアプローチを推進するために、KPMGインターナショナルの監査および保証業務のメソドロジー、ツール、ガイダンスを採用しています。

KPMGの監査および保証業務のメソドロジー、ツール、ガイダンスには以下の特徴があります。

- 国際監査基準 (ISA)、米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) および米国公認会計士協会 (AICPA) 等の監査基準に準拠しています。また、各メンバーファームが実施する監査および保証業務において、各国の監査基準、規制要件や法的要件に準拠するよう補完されています。
- 重要な虚偽表示リスクを識別し、必要な監査上の対応を行います。
- 監査および保証業務の全プラクティス職による実務に組み込まれています。
- ESG報告が増加傾向にあることを受けて、国際保証業務基準 (ISAE) に対応しています。
- ISAおよびISAEの適用方法について一貫した解釈を示しています。

我々の監査および保証業務のメソドロジーは、手続の実施において、適切な職業的専門家としての懐疑心の保持を強調するとともに、独立性を含む関連する倫理上の要求事項の遵守を求めています。

### 3.2. 標準化されたメソドロジーおよびガイダンス

KPMGの標準化されたメソドロジーおよびガイダンスは、KPMGの洗練された監査プラットフォームであるKPMG Claraに組み込まれており、変化し続ける企業報告に対応する監査および保証業務のエンゲージメントチームをサポートします。

### 3.3. 高度で専門的な技術と知識

#### 3.3.1. 専門家のネットワークへのアクセス

現代の監査において、専門家の専門知識は、ますます重要な要素となっており、multidisciplinary model (監査・保証部門とアドバイザー部門の一体運営) の重要な特徴でもあります。あずさ監査法人の監査チームは、あずさ監査法人を含むKPMGメンバーファームの専門家のネットワークにアクセスして助言を求めることができます。

これらの専門家は、監査における役割を適切に果たすための能力、手腕および客観性を保持するために必要な研修を受講しています。

監査契約の受嘱・更新段階や監査計画や監査実施の期間を通じて、専門家 (例えば、情報、テクノロジー、税務、財務、年金、フォレンジック、バリュエーション等) の関与の必要性について検討を行っています。

#### 3.3.2. 重要な外部事象および状況への対応を通じたあずさ監査法人の監査品質に対する取組み

気候変動、地政学的情勢、金利の変動、インフレ率の上昇から生じる影響などの重要な外部事象および状況は、財務諸表に重大な影響を与え、経営者の継続企業の前提に関する評価、資産の減損および資産の評価等の事項に関し、複雑性、主観性、不確実性を増大させる可能性があります。KPMGインターナショナルでは、監査チームがこれらの重要な外部事象および状況の影響により生じる財務報告、監査、報告等の問題へ対処するための詳細なガイダンスを公表しています。

加えて、あずさ監査法人では、KPMGインターナショナルが提供する「KPMG Insights into IFRS®」等のガイダンスにアクセスすることが可能です。これらのガイダンスは、重要な外部事象から生じる問題の財務諸表への潜在的な影響を明示しており、財務諸表作成者およびその他の利害関係者が、重要な外部事象および状況が会計や注記に及ぼす潜在的な影響を理解するのに役立ちます。

KPMGインターナショナルのガイダンスは、会計、監査および報告に関する重要な問題が新たに認識されるたびに、継続的に更新されます。

あずさ監査法人はテクノロジーの進化に組織として対応しています。会計および監査に係る専門的な情報、ガイダンス、プラットフォームおよびツール等は電子化されており、監査チームはオフィスでもリモートワーク環境でも効果的に業務を遂行することが可能となっています。

### 3.3.3. ESG保証業務の品質

KPMGは、強固な保証の提供によって、投資家およびその他のステークホルダーに利益をもたらすと考えており、これによって公益的な役割を果たすことにコミットしています。

我々は、ESG報告についても財務データと同水準の専門家としての矜持、品質、一貫性、信頼性を適用するべきだと考えています。このため、我々は、ESGを組織の中心に据え、多額の投資を行っています。

2023年、公益に資するというグローバルな組織のコミットメントの一環として、KPMGインターナショナルは次のような対応を実施しました。

- ESG保証のメソッドロジーの改訂版をリリースしました。これにより、保証業務基準に準拠し、財務諸表監査と統合したメソッドロジーによって高品質な保証業務をグローバルで一貫して提供することを可能としつつ、柔軟性と拡張性を持たせています。同メソッドロジーの範囲はESG保証に留まらず、ISAE 3000に準拠した全ての保証業務に適用が可能です。

- 温室効果ガスの保証業務に関し、標準化されたリスクおよび手続によってサポートされているメソッドロジーと併せて使用するガイダンスを提供しました。
- 改訂された保証メソッドロジーに準拠したクラウドベースのESG保証ワークフローをリリースしました。これは、KPMGの洗練されたテクノロジープラットフォームであるKPMG Claraに基づいて構築されたものであり、保証業務チームとクライアントの双方に一貫したユーザーエクスペリエンスを提供するものです。
- KPMGのプラクティス職の基本的なESGリテラシーを向上させ、新しいメソッドロジーおよびKPMG Claraワークフロー（保証）のスキルアップを可能にする学習カリキュラムをリリースしました。

### 3.4. 品質およびリスク管理方針

KPMGインターナショナルは、グローバルな品質およびリスク管理の方針を定めています。全てのKPMGメンバーファームがこの方針を自社およびその構成員に適用することに同意しており、この方針はISQM1と整合しています（該当する部分）。

## 4. デジタル技術の採用

— KPMG Clara

— 高度で基準重視の監査および保証のワークフロー

— デジタル・データとエマージングテクノロジー

KPMGは、これからの時代を築く大胆なイノベーションを推進する技術に目を向けた活動に取り組んでいます。我々は、プロフェッショナルおよび監査関与先の監査体験を変革してきました。他社とのアライアンスや最先端テクノロジーの利用は、KPMGの専門要員が重要な問題に焦点を当てて検討を実施し、監査品質を向上させていくことに寄与しています。

### 4.1. KPMG Clara

高度な監査および保証のテクノロジープラットフォームであるKPMG Claraは、データサイエンス、監査の自動化およびデータの可視化などを実現する高度な機能やエマージングテクノロジーを搭載するものです。KPMG Claraは、ビジネス全体の傾向分析、リスク評価や複雑な収益プロセスにおける取引の追跡、あるいは勘定科目の簡潔な集計といった機能により、監査人を支援することで新たな気付きをもたらします。

全面的にデジタル化された監査アプローチは、KPMGメンバーファームが高品質の監査および保証業務を実施し、監査および保証業務関与先とコラボレーションするために、ますます不可欠になっており、監査に役立つテクノロジーの開発、評価、テスト、活用および支援に関する適切なプロセスと統制を確立し維持するための方針とガイダンスが整備されています。

### 4.2. 高度で基準重視の監査および保証のワークフロー

あずさ監査法人では、全てのプロフェッショナルが独立性に関する方針を含めKPMGインターナショナルやあずさ監査法人が定めた方針および手続を遵守することが求められており、これらの期待に応えるためのさまざまなツールやガイダンスが提供されています。監査および保証業務に関して定めた方針および手続は、会計、監査、保証、職業倫理並びに品質管理に関する基準およびその他関連する法令等の規定に準拠しています。

監査および保証業務の規模および複雑性に応じてスケーリング可能で直感的なクラウドベースのプラットフォームとして、KPMG ClaraはKPMGメンバーファーム全体を通じてグローバルで一貫した監査の実施を推進しています。データ主導によるワークフローを通じて、適用可能な基準に準拠したKPMGの監査および保証業務のメソッドロジーを提供できるため、監査人はより洗練された経験を培うことが可能です。

### 4.3. デジタル・データとエマージングテクノロジー

#### 将来のビジョン

KPMG Claraは、高品質の監査を提供するための基盤となるテクノロジープラットフォームとして開発されました。

KPMG Claraは、監査の実施方法を変革するAI、データ・分析、認識技術などのテクノロジーとともに進化しています。

AIは、監査の実施においてますます重要な役割を果たしています。例えば、[MindBridge Analytics](#)社との提携により、リスクの高い取引をより正確に特定することができ、監査証拠や監査関与先のデータについての洞察を得ることが可能になります。

近年、KPMGとマイクロソフト社は調達およびグローバル提携関係を更新し拡大しました。複数年の契約によって、データや自動処理、AIの技術がKPMG Claraにさらに統合されることで、より深く関連性の高い洞察が得られるようになり、KPMGのチームはよりリスクの高い監査領域に注力できるようになります。

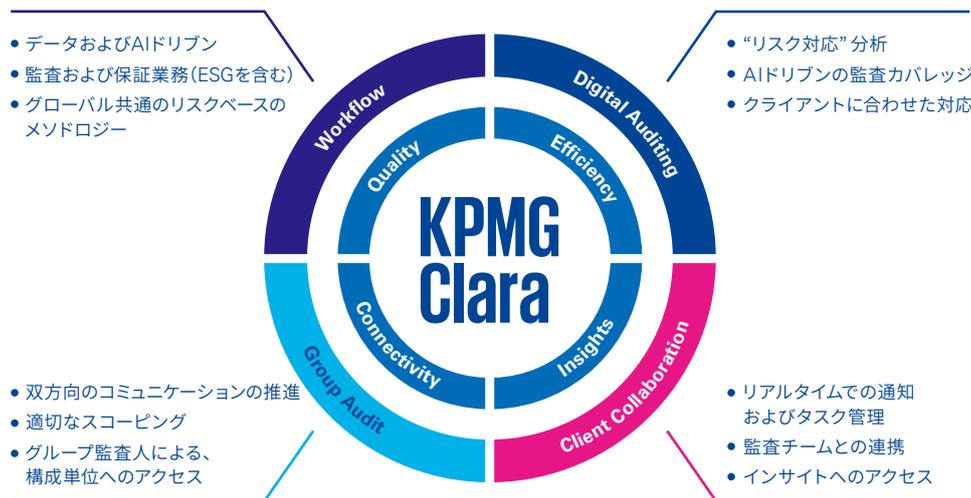
#### 4.3.1. 守秘義務、情報セキュリティおよびデータ・プライバシー

KPMGおよびあずさ監査法人の倫理規範などさまざまな方法を通じて、関与先の機密を保持することの重要性が強調されています。

あずさ監査法人は、情報セキュリティ、守秘義務、個人情報およびデータ・プライバシーに関する方針を有しています。あずさ監査法人は、適用される法令および職業的専門家としての基準に従い、監査調書その他の業務に関連する記録の保存期間について、調書保存に関する方針を定めています。

KPMGは、構成員全員を対象に、守秘義務、情報保護、データ・プライバシー要件に関する研修を毎年実施しています。

サイバーセキュリティ対策として、社内外の通信をはじめ、PCやサーバの不審な振る舞いなど、KPMGインターナショナルのSecurity Operation Centerが24時間リアルタイムで監視しています。



## 5. 多様なスキルを備えたチームの育成

- さまざまな専門的な技能・視点・経験および適切な資格・スキルを有する人材の採用
- 適切なチームメンバーの選任
- データ処理に関連するスキル(データ・マイニング、データ分析、データの可視化等)への投資
- 専門的な技術、職業的専門家としての見識およびリーダーシップ・スキルに焦点を当てた人材育成
- 品質の重視

あずさ監査法人の構成員は、我々の監査の将来を形づくるうえで重要な役割を果たしています。我々は、監査品質と誠実性を監査実務の中核と位置付けています。また、監査従事者は、複雑な問題へ対処できる多様なスキルと能力を有しています。

### 5.1. さまざまな専門的な技能・視点・経験および適切な資格・スキルを有する人材の採用

高品質な監査の推進要因(ドライバー)の1つとして、KPMGの専門要員が、担当する監査関与先に適し、高品質な監査を行うための能力、経験、動機および目的意識を持つことが挙げられます。これを実現するためには、専門要員の適切な採用、人材開発、報酬、昇進制度、人事管理のプロセスが必要となります。

#### 5.1.1. 採用

あずさ監査法人は、どのようにすれば現在、そして将来、当法人全体にとって必要な人材を引き寄せることができるかを理解することに注力してきました。これには、全てのパートナーおよび職員そして将来のパートナーおよび職員にとって特別な経験を構築することが含まれます。

あずさ監査法人は、定評のある大学やビジネススクール、高等学校の協力のもと、より多様な若年層から幅広い人材を採用する戦略に注力しています。また、業界経験者も数多く採用しています。

専門要員への志望者全員が、さまざまな選考プロセスを経て雇用されます。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する複数名のインタビュー、心理・能力検査（ポジションによる）、および資格の確認等からなります。こうしたプロセスにより、志願者が業務を遂行するための適切なスキルおよび経験と各役職に最も適した資質を有することを、より公正で職務に関連した基準に基づいて証明することができます。

あずさ監査法人は、2024年6月期に335名の新人を採用しました（2023年6月期：約330名）。

幹部職員の採用については、候補者と倫理独立性パートナーまたは代理人の間で独立性に関する協議が行われます。あずさ監査法人は、候補者の前雇用者に関するいかなる機密情報も受け取ることはありません。

### 5.1.2. インクルージョン、ダイバーシティ&エクィティに向けた取組み

KPMGは、誰も排除されることのない多様で公正な法人を構築するために尽力しています。インクルージョン、ダイバーシティ&エクィティ（包摂性・多様性・公正性）はOur Valuesを下支えし、Our Purposeにとって不可欠なものです。また、よりよい意思決定に繋がり、創造性と革新を推進することに加え、我々が立ち上がり、Our Valuesを体現し、正しいことを追求するための勇気を与えてくれます。

我々KPMGは世界中のクライアントとともにグローバルに業務を遂行していることから、非常に恵まれた位置付けにあると考えています。それゆえ、我々には、より公平かつ公正な社会に向けた取組みを推し進め、さらなる成果を実現する機会と責任があります。

KPMGインターナショナルで統一化されたインクルージョン、ダイバーシティ&エクィティ共同アクション・プランでは、全てのKPMGメンバーファームにおいてインクルージョン、ダイバーシティ&エクィティを前進させるために必要な施策が概説されています。

KPMGのインクルージョン、ダイバーシティ&エクィティについての詳細は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。

### 5.1.3. 報酬および昇進

#### 報酬

あずさ監査法人では、パフォーマンス評価プロセスとリンクし、明確でわかりやすく、公正な報酬制度および昇進に関する方針を定めています。これにより、あずさ監査法人のパートナーおよび職員は、グローバルで一貫した監査業務におけるロールプロファイル（各職階の役割）に記載されている監査品質に対する説明責

任および監査品質目標等、何を期待されているのかを認識することができます。報酬は、同等の被考課者グループにおける相対的評価のうえ、個人のパフォーマンスおよび各法人の業績の両方の結果に基づいて決定されます。

構成員の報酬に対する満足度は、あずさ監査法人の構成員に対する意識調査（Global People Survey (GPS)）により測定され、その結果に応じて行動計画が策定されます。

#### 昇進

業績評価の結果を踏まえ、パートナーおよび職員の昇進と報酬が決定されるほか、継続して在籍するかどうかにも影響を与えます。

## 5.2. 適切なチームメンバーの選任

KPMGでは、業務執行社員および専門要員をそれぞれのスキル、業界に関する経験および業務の性質を踏まえて、業務にアサインする方針、手続きおよび統制を定めています。統轄事業部長は、パートナーのアサインについて責任を負っています。パートナーのアサインにあたっては、監査エンゲージメントの規模、複雑性やリスクの度合い、専門家の関与の度合いなどを考慮し、監査の実施のための経験、能力および資格があるかどうかといった点が考慮されます。

監査責任者は、監査チームメンバーが、監査メソドロジー、職業的専門家としての基準および適用される法令等に準拠して、監査業務を実施するための十分な時間が確保できるかどうかを含めた適切な能力および適性を有しているかどうかの判断や、研修の受講状況確認の責任を負っています。これには、あずさ監査法人やKPMGメンバーファームの専門家または外部の専門家の関与を含みます。

監査チーム全体としての能力および適性を判断するにあたって監査責任者が検討する事項は、以下のとおりです。

- 業務内容と複雑性が類似した監査業務への従事や適切な訓練を通じて得られた、監査業務への理解の程度とこれまでの実務経験
- 職業的専門家としての基準および適用される法令等についての理解
- 情報技術 (IT) や特殊な領域の会計処理や監査の能力を含む、適切な専門能力
- 監査関与先が属する産業に関する知識
- 職業的専門家としての懐疑心の発揮
- KPMGの定める品質管理に関する方針および手続についての理解
- 内部レビューの結果や外部検査の結果

### 5.3. データ処理に関連するスキル(データ・マイニング、データ分析、データの可視化等)への投資

KPMGは、世界的な機関と提携し、強力なリーダーシップを維持するとともに、将来必要とされるスキルや能力を育成するため、有望な人材への戦略的な投資を行っています。

我々は、ソフトウェア、クラウドおよびAI関連のプロフェッショナルや、我々が使用している洗練された監査プラットフォームに先端テクノロジーの機能を搭載するための人材の採用・育成を行っています。また、業務に携わるプロフェッショナルが職業的専門家としての基準を高い水準で満たすだけでなく、新たなテクノロジーのスキルを向上させることもできるよう、幅広いテクノロジーに関する研修を提供しています。このアプローチにより、適切なスキルを有する人材と適切なテクノロジーを集約し、優れた監査業務を実施しています。

### 5.4. 専門的な技術、職業的専門家としての見識およびリーダーシップ・スキルに焦点を当てた人材育成

#### 5.4.1. 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供

あずさ監査法人は、全ての専門要員に、職務遂行のために必要となる専門的研修およびサポートを提供しています。このサポートには、内部専門家および品質管理に関する各部署への相談を含んでいます。

あずさ監査法人内で適切な人材が確保できない場合には、他のKPMGメンバーファームに所属する熟練した専門要員のネットワークを利用しています。同時に、あずさ監査法人では、全ての専門要員が当該業務に適した知識および経験を有していることを求めています。

#### 5.4.2. 継続的な人材育成戦略

##### 研修

年次研修の優先順位は、グローバル、該当する場合はKPMGのメンバーファームレベル、およびあずさ監査法人の監査分野のLearning and Development (L&D) グループによって決められています。

監査の専門要員に向けた必須研修の最低限満たすべき要件は、KPMGの組織全体で年次で設定されています。研修は、さまざまな手法を用いています。

##### キャリアマネジメントおよびOJT

キャリアマネジメントおよびOJTについては、単一のアプローチに留まらず、面談や現場における教育を通じ、キャリアパスに応じた研修や学習機会を提供しています。

面談やOJTでの経験は、職業的専門家としての判断や専門性等、監査上必要な個人の能力を育成するうえで重要な役割を果たします。

あずさ監査法人は、KPMGの一員として、コーチングによる人材育成文化をサポートし、全てのKPMGの専門家が最大限に能力を発揮し、チーム力の向上、他のチームメンバーの育成および経験の共有に責任を負うことを周知しています。

### 5.4.3. IFRS会計基準および米国基準に基づく業務のための資格および必須要件

#### 資格要件

あずさ監査法人の全ての専門要員は、専門家としてのライセンスの定めに従ってほかに、業務を実施する国において必要とされている継続的な専門的研修要件を満たすことが義務付けられています。あずさ監査法人は、それらの資格要件への準拠を促進するための方針と手続を構築しています。

あずさ監査法人は、監査、会計、産業、財務報告フレームワーク(日本基準)に関する適切な知識および経験を有している監査専門要員を監査業務に従事させるよう取り組んでいます。

#### 必須要件 – IFRS会計基準および米国基準に基づく業務

加えて、KPMGインターナショナルはIFRS会計基準が主たる財務報告フレームワークではない国においてIFRS会計基準による業務を提供するパートナー、マネジャー、および審査員に対して特定の要件を定めています。

米国以外で実施される米国会計基準に基づく財務諸表等の米国監査基準に基づく監査報告(企業の財務報告に関する内部統制の有効性に関する報告を含む)にも、同様の方針が適用されます。

このような方針には、少なくとも、これらの業務にアサインされた全てのパートナー、マネジャー、および選任された場合は審査員(米国会計基準または米国監査基準に基づき実施する業務については、これらの業務にアサインされた監査責任者、監査業務の担当マネジャー、インチャージおよび選任された場合は審査員)が関連する研修を完了し、監査チームが業務を行うために十分な経験を有していること、またはその要件を満たしていない場合にはそれに対応するための適切なセーフガードを講じることが含まれています。

## 5.5. 品質の重視

### 5.5.1. 人材開発

あずさ監査法人は、KPMGの“Everyone a Leader”という人材育成原則に則した人材育成理念を掲げ、真のプロフェッショナルの育成に取り組んでいます。

あずさ監査法人は、プラクティス職に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度および個人的資質を開発するための機会を提供しています。自己能力を高め、専門的スキル、リーダーシップ・スキルおよびビジネス・スキルを開発する多様なコースが提供されています。

また、職業的懐疑心の向上や職業的懐疑心を保持・発揮して監査を実施することの重要性を改めて徹底するとともに、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを目的とした研修を、パートナーおよび職員に逐次実施しています。

加えて、あずさ監査法人は、オン・ザ・ジョブによるコーチングの活用、ストレッチ・アサインメント(能力が試される業務を担当すること)、グローバルベースでの異動の機会を介して、あずさ監査法人の構成員が高い成果を実現できるようにしています。

また、あずさ監査法人では、Our Valuesに紐づいた目標設定

(監査品質に関する目標を含む)および実績評価(監査品質の評価を含む)を導入し、パートナーおよび職員が個人として、また組織として成功するために目指す行動を明確に、また一貫して示し、その行動を実践した構成員に報いることで、監査品質に対するたゆまぬ努力を継続的に促しています。

あずさ監査法人は、パートナーおよび職員の総括的な評価、昇進、報酬の評価にあたって、品質およびコンプライアンス指標を考慮しています。これらの評価は、パフォーマンス評価を行えるパフォーマンス・マネジャーおよびパートナーにより実施されます。

## 6. 適切な関与先との関係

— 関与先との契約の新規の締結および更新に係るグローバルの方針の遵守

— 適切な関与先との適切な新規受嘱契約の締結

— 監査関与先のポートフォリオの管理

関与先との契約の新規の締結および更新に関する厳格なグローバルの方針は、あずさ監査法人が高品質な職業的専門家としてのサービスを提供するために不可欠なものです。

### 6.1. 関与先との契約の新規の締結および更新に係るグローバルの方針の遵守

関与先との契約の新規の締結および更新に係るKPMGインターナショナルの方針や手続は、KPMGメンバーファームが関与先との契約の締結や更新の前に、潜在的なリスクを識別・評価できるように設計されています。

KPMGメンバーファームは、関与先との契約を新規に締結するかもしくは更新するか否かを判断します。重要なリスクが存在すると判断される場合には追加の承認を得ることが義務付けられています。

### 6.2. 適切な関与先との適切な新規受嘱契約の締結

#### 6.2.1. 関与先の評価

新規受嘱予定の関与先の評価には、関与先のリスク要因や関与先、主要な経営者および株主に関する背景情報の評価が含まれます。

必要に応じ、適用すべき法的要件および規制要件を満たすために必要となる追加情報の入手および評価を行います。

#### 6.2.2. 契約の評価

我々は新規受嘱予定の契約を評価する際に、以下を含む幅広い要因について検討を行います。

- 潜在的な独立性および利益相反の問題

- 成果物の本来の目的や使用

- 社会的通念

- 業務の倫理性およびOur Valuesとの整合性

また、監査契約の評価では、関与先の財務管理チームの能力、KPMG専門要員の経験やスキルを検討します。

監査業務を新規に受嘱する場合、その関与先に既に提供されている非監査業務やその他の関連するビジネス、金銭的および人的関係をレビューする等、独立性を評価するための追加手続を実施します。

監査関与先が上場した場合や、追加的な独立性規則が適用される場合も同様に、独立性を評価するための追加手続を実施する必要があります。

全ての潜在的な独立性または利益相反の問題は文書化され、受嘱前に解決される必要があります。

職業的専門家としての基準および適用される法令等ならびにあずさ監査法人の方針に照らして潜在的な独立性もしくは利益相反の問題が解決できない場合、またはその他重要な品質上の問題やリスクが存在し、そのリスクを適切に低減させることができない場合、あずさ監査法人は、新規の受嘱は行いません。

#### 6.2.3. 契約の更新プロセス

我々は、全ての監査関与先に対して少なくとも1年に1回の頻度でリスクの再評価を行い、継続的な関与に関するリスクを特定し、その問題に対応するために必要な軽減措置を実施しています。

また、監査関与先および契約リスク要因に変化の兆候がある場合、当該関与先および契約に関する再評価を行っています。

#### 6.2.4. 契約解除プロセス

関与先との関係を解消すべきとする暫定的な結論に達した場合、あずさ監査法人では、内部の協議を経て、当該関係に関する必要な法的、職業専門的、および規制上の責務等への対応の

必要性を検討しなければなりません。また、職業的専門家としての義務に基づき要求される場合は、関与先の監査役等との協議や、その他の適切な規制当局への連絡について、さらに検討します。

### 6.3. 監査関与先のポートフォリオの管理

KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、業務執行社員、マネジャー、スタッフおよびその他の構成員に自らの責

任を果たす十分な時間を与える目的で、作業負荷と稼働状況を監視するための方針および手続を整備しています。

あずさ監査法人の業務執行社員は、監査チームのメンバーが集団として、職業的専門家としての基準および適用される法令等に準拠し、監査業務を実施するための十分な時間が確保できるかどうかを含めた適切な能力および適性を有しているかどうかを判断する責任を負っています。詳細については「5.2. 適切なチームメンバーの選任」をご覧ください。

## 7. 独立性と倫理性の保持

— 誠実な行動とOur Valuesの実践

— 客観性、独立性および倫理性の保持

— 贈収賄および汚職の排除

監査人の独立性は、職業的専門家としての国際的な基準および規制要件にとっての基礎となるものです。

### 7.1. 誠実な行動とOur Valuesの実践

我々は、信頼は正しいことを追求することで得られると理解しています。また、全ての業務において、個人および職業的専門家としての卓越した行動にコミットしています。倫理と誠実性は、我々の中核を成しています。我々の倫理行動規範には、KPMGの構成員が互いに、そしてクライアントおよび社会に対して負う責任が記載されています。行動規範には、Our Valuesがどのように我々の大志を鼓舞し、全ての振舞いや行動を導いているかが示されています。

### 7.2. 客観性、独立性および倫理性の保持

KPMGインターナショナルの独立性に関する方針および手続は、法人の独立性、個人レベルでの独立性、法人の経済的利害関係、雇用関係、パートナー・ローテーション、監査関与先への非監査業務の提供の承認等の領域を対象とし、IESBAの倫理規程を組み込んでいます。

上述の方針は、公認会計士法に規定される基準および日本公認会計士協会（JICPA）が発行する倫理規則が確実に遵守されるよう追加で整備されています。

倫理独立性パートナー（EIP）は、KPMGの方針および手続を報告・導入するほか、各国の独立性に関する追加的な方針および手続が整備され、効果的に実施されているか確認する責任を負います。

自動化されたツールにより、潜在的な独立性と利益相反の問題が特定され、上述の要求事項の遵守が促進されます。KPMGメンバーファームによる独立性に関する要求事項への遵守は、グローバルなKPMGクオリティ&コンプライアンス評価プログラム（KQCE）の一部を成しています。

#### 7.2.1. 個人の金銭的利害関係

KPMGメンバーファームおよびKPMGの構成員は、KPMGメンバーファームの監査ならびに保証業務の関与先（「監査関与先」には関係会社を含む）およびその経営者層、必要とされる場合は主要株主と金銭的利害関係を持つことを制限されています。全てのKPMGのパートナーについては、所属ファームまたは職務に関わらず、全てのKPMGメンバーファームの監査関与先への投資が原則禁止されます。

KPMGメンバーファームは、専門要員が投資に関する独立性の方針を遵守していることを確保するために、ウェブを基盤とする独立性に関するコンプライアンスシステムを利用しています。

このシステムは、規制対象投資ならびにその他の違反行為（投資の取得に関する報告遅延等）の識別および報告を通じてモニタリングを促進します。

我々は、専門要員の独立性に関するコンプライアンス確認プログラムの一貫として、パートナーおよびマネジャーの独立性に関する遵守状況を監視しています。

KPMGインターナショナルは、KPMGのメンバーファームによる上記調査に関するガイダンスおよび要求される手続（年次調査を実施する専門要員の最低人数等を含む）を提供しています。

#### 7.2.2. 雇用関係

あずさ監査法人のパートナーおよび職員は、所属する事業部に関わらず、関与先と雇用に関する交渉を始める意向がある場合には、あずさ監査法人のEIP、監査責任者、人事部門等にその旨を通知することが求められています。監査および保証業務の関与先において特定の役職等に就任する場合には、特定の禁止事項、場合によってはクーリングオフ期間が適用されます。

#### 7.2.3. 法人単位の金銭的利害関係

KPMGメンバーファームが、監査関与先、その経営陣および必要とされる場合は主要株主と、禁止されている利害関係および禁止されているその他の関係を有することは許容されません。

KPMGの独立性に関するコンプライアンスシステムにより、法人の上場企業、ファンド（または類似の投資ビークル）、非上場企業、非上場ファンドへの、直接および重要な間接投資ならびに関連する年金基金・従業員給付制度への投資に関する情報が登録されます。

また、全てのKPMGメンバーファームの資産の保管口座、信託口座、証券口座および全ての借入・資金調達先もKICSに記録する必要があります。

あずさ監査法人では、グローバルなKQCEプログラムの一環として、独立性規則の遵守状況の確認を年に1度実施しています。

#### 7.2.4. ビジネス上の関係・サプライヤー

我々は、監査および保証業務のクライアントと我々とのビジネス上の関係がIESBAの倫理規程およびSECの独立性規則等を遵守していることを確かめるための方針および手続を定めています。

#### 7.2.5. 独立性の研修および確認

KPMGの全てのパートナー、クライアントに対応する専門要員およびその他の特定の個人は、入社時点およびそれ以降は年次で独立性研修の受講を義務付けられており、独立性に関する方針を遵守していることの宣誓が義務付けられています。

また、あずさ監査法人では年次で、全てのパートナーおよび職員を対象とした、グローバル行動規範およびあずさ監査法人倫理行動規範に関する研修を実施しています。

#### 7.2.6. 非監査業務

全てのKPMGメンバーファームは、監査関与先に提供可能な業務の範囲について、少なくとも、IESBA倫理規程やその他関係する法令等を遵守することに合意しています。

KPMGの利益相反および独立性を確認するKPMGの必須のシステムは、独立性に関する要求事項への遵守をサポートしています。受嘱手続の一環として、KPMGメンバーファームの全ての業務において、詳細な業務内容や成果物、見積報酬額等の情報を入力することが要求されています。監査関与先に業務を提供する場合は、潜在的な独立性に対する阻害要因やセーフガードの評価も提出することが求められています。

監査責任者(Lead Audit Engagement Partner)は、社会的影響度の高い事業体等の監査関与先(その関係会社を含む)の情報を登録・維持することが義務付けられており、非監査業務の提供から生じる独立性に対する阻害要因の識別および評価、ならびにそれらの阻害要因を軽減するためのセーフガードの適用についての責任を負っています。

KPMGメンバーファームでは、監査パートナーが監査関与先に対して非監査業務を提供したことにより評価される、または報酬を受けることは禁じられています。

#### 7.2.7. 報酬依存度

KPMGメンバーファームは、監査関与先からの報酬の合計金額が2年間連続で当該ファームの総収入の10%を超えると予想される場合は、当該ファームが所属する地域のリスクマネジメントパートナーに相談することに合意しています。また、社会的影響度の高い事業体である監査関与先およびその関連事業体からの報酬の合計金額が1年間で特定のメンバーファームの総収入の15%を超える場合には、その旨をその監査関与先のガバナンスに責任を有する者(主に監査役等)に開示しています。さらに、報酬の合計金額が2年間連続で総収入の15%を超える場合には、別のKPMGメンバーファームのパートナーを審査員として任命し、また、報酬依存度を開示しています。

#### 7.2.8. 利益相反の回避

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、メンバーファームとそのパートナーや職員の客観的な判断を棄損するおそれがあるような利益相反となる取引を特定し管理する責任があります。KPMGメンバーファームは、法的および専門的要件に従い潜在的利益相反を識別するために、利益相反および独立性に関する必須の確認システムを使用しています。

KPMGの構成員が贈答・接待等の勧誘を監査関与先に申し出ること、または監査関与先から受け入れることは禁止されています(ただし、贈答・接待が社会通念上許容される範囲である場合はその限りではありません)。

#### 7.2.9. 独立性違反

KPMGの全ての構成員は、独立性規則に対する違反事項を認識した場合、速やかに報告する必要があります。IESBAの倫理規程またはその他の独立性に関する法令諸規則への違反は、軽微な違反の報告時期について監査役等に責任を有する者と合意している場合を除き、可能な限り速やかにガバナンスに責任を有する者に報告しなければなりません。

あずさ監査法人では、独立性規則に対する違反についての方針および違反の程度に応じた処分のルールを設けています。

#### 7.2.10. パートナー・ローテーション

##### パートナー・ローテーション

あずさ監査法人のローテーションに関する方針は、KPMGインターナショナルの方針に加え、公認会計士法および日本公認会計士協会(JICPA)の倫理規則等に整合しています。一部、IESBA倫理規程より厳格なルールを適用しています。

あずさ監査法人のパートナーは、上述のあずさ監査法人のローテーションの方針において定められる、監査業務に関与するパートナーとしての定期的なローテーションの対象となっています。この規制は、特定の役割を担うパートナーが、監査関与先に監査業務を提供できる年数に制約を設けています。パート

ナーは、監査業務への関与を終了した後のクーリングオフ期間において、遂行できる役割が制限されています。

上記に加え、日本公認会計士協会(JICPA)から公表された会長通牒2020年第1号『「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い』を踏まえ、あずさ監査法人では社会的影響度が特に高い会社の監査における、長期の連続関与に係る追加のルールを制定しています。

また、監査補助者についても、連続関与期間を踏まえ、独立性に対する脅威が許容可能な水準まで軽減できるかの評価を行うこととしています。

あずさ監査法人では、監査業務に従事する主要な者(監査責任者、審査員、およびローテーションが要求される、監査業務のその他の主要な担当社員等)のローテーション状況を監視しており、監査関与先に対して一貫した品質のサービスを提供するために必要な能力および手腕を有するパートナーの交代計画を立案しています。

### 7.2.11. インサイダー取引管理

あずさ監査法人では、インサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することを目的とした内規において、あずさ監査法人の監査関与先の株式等の原則保有禁止、日本国内の上場会社が発行する株式等を保有する場合の株式保有監視ツールへの登録等、内部ルールや手続等を定めています。

また、あずさ監査法人の全てのパートナーおよび職員は、インサイダー取引規制に関する研修の受講により、あずさ監査法人の規制を理解し、その遵守に同意する旨の宣誓を行っています。

### 7.3. 贈収賄および汚職の排除

あずさ監査法人は、贈収賄や汚職については、いかなる違反も許容しません。

全てのKPMGメンバーファームのパートナー・職員は、贈収賄や汚職の防止に関連する法令・諸規制および職業的専門家としての基準の遵守(違反またはその疑いの報告も含む)に関する研修の受講を義務付けられています。

KPMGインターナショナルの贈収賄・汚職防止に関する方針については[KPMGインターナショナルのウェブサイト](#)をご覧ください。

## 8. 業務の品質の確保

- 適切な場合に行う専門的な見解の問合せ
- 専門家としての判断および懐疑心を踏まえた監査証拠の批判的な評価
- 指示、コーチング、監督および査閲
- 結論の適切なサポートおよび文書化

監査をどのように実施するのかは、適切な監査結果を導くことと同様に重要です。KPMGでは、誰もが効果的かつ効率的な監査の実施にあたり、Our Valuesに一致した行動様式、全ての方針や手続に従うことが期待されています。

### 8.1. 適切な場合に行う専門的な見解の問合せ

#### 8.1.1. 専門的な見解を求める組織文化の醸成

KPMGは、メンバーファームの監査チームが、監査の意思決定の過程において、監査チームをサポートするための専門的な見解を求める組織文化を醸成しており、監査品質はこの組織文化に支えられています。

KPMGは、構成員の間で円滑なコミュニケーションを実施する組織文化を醸成することに努めており、このような組織文化を我々の強みとして考え、難しい論点や議論のある論点について、専門的な見解を求めることを促しています。

監査チームの判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない

事項に対応するために、あずさ監査法人は、監査上の判断の相違を解決する手続等、重要事項に関する専門的な見解の問合せおよびその文書化に関する手続を設けています。また、KPMGの監査、保証およびリスク報告に関するマニュアルには、必須の専門的な見解の問合せも含まれています。

#### 8.1.2. KPMGグローバルネットワーク内の専門的な見解の問合せ先

全てのKPMGメンバーファームは、多くのグローバル専門家チームを通じ、会計基準、監査基準および保証基準についてサポートを受けることができます。

**グローバル監査メソドロジー・グループ(GAMG)**は、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)および米国公認会計士協会(AICPA)が定める監査および保証基準の規定に基づき、監査および保証メソドロジーを構築しています。

**KPMG Global Solutions Group(KGSG)**は、新たなテクノロジーや自動化のイノベーションなどのグローバル監査および保証ソリューションの開発および展開を担当しています。

KGSGおよびGAMGチームは、多様な経験や革新的思考をもたらし、KPMGメンバーファームの監査および保証機能をさらに発展させます。

**International Standards Group (ISG)**は、KPMGメンバーファーム間でのIFRS会計基準やIFRSサステナビリティ開示基準の解釈の統一を推進し、新たな問題に対応しグローバルで一貫性を高めるために包括的な会計基準のガイダンスを作成しています。

**PCAOBスタンダードグループ (PCAOB Standards Group (PSG))**は、KPMGメンバーファームが業務を提供するKPMGの米国外の子会社の監査、SEC規制に定義されているForeign private issue (外国民間発行体)の監査およびSEC登録企業の米国外の子会社の監査において、一貫したPCAOB監査基準の解釈を推進するとともに、PCAOBのさまざまな規制上の報告要件に関するガイダンスとサポートを提供しています。PSGはまた、PCAOB監査業務に従事する監査人の研修開発にインプットを提供し、可能な場合は当該研修の円滑な実施を手助けしています。

**メンバーファームの専門要員のリソース**は、必要に応じて、地域またはグローバルのチームを含む監査専門要員に、監査上の問題や専門的な会計上の問題に関する専門的な見解の問合せサポートを行っています。

あずさ監査法人は、先端的な知見を得るとともに、KPMGグローバルの活動に貢献するため、KGSやISG等の組織に対して、出向者を派遣しています。

## 8.2. 専門家としての判断および懐疑心を踏まえた監査証拠の批判的な評価

KPMGの監査では、入手した監査証拠の内容と程度に基づきリスク評価に反映します。矛盾または適合していない監査証拠を含め、監査の過程で入手した全ての監査証拠を検討します。

監査チームのメンバーは、監査業務期間を通じて、職業的専門家としての判断と職業的専門家としての懐疑心の保持が求められます。職業的懐疑心の保持には、監査証拠の矛盾や不適合について疑問を呈し、警戒心を持つことも含まれます。職業的専門家としての判断を行う際には、適切な判断を阻害するおそれのあるバイアスを認識し、警戒する必要があります。

## 8.3. 指示、コーチング、監督および査閲

### 8.3.1. 継続的なコーチング、監督および査閲

あずさ監査法人では、専門要員の能力を十分に引き出せるよう、コーチングを推進しています。あずさ監査法人では、継続的な

研修環境をサポートしており、その環境において、全ての監査チームメンバーは、チームの能力を高め、他のチームメンバーを指導し、彼らの作業を指揮、監督、査閲しながら経験を共有する責任を負います。

### 8.3.2. 審査

審査はKPMGの監査品質のアプローチの重要な一部であり、全ての監査業務において、監査報告書の発行に際して適格性が確保された審査員による審査の受審が義務付けられています。

審査は、監査チームが行った重要な判断および関連する結論に関する審査員の客観的評価であり、監査報告書日以前に完了されます。重要な判断に関する審査員の評価には、特別な検討を必要とするリスク(不正リスクを含む)に関する監査チームの評価、関連する対応および関連する結論が適切か否かに関する評価が含まれます。審査員が全ての重要な事項が解決したと認めただけの場合にのみ、審査は完了します。

審査員は、監査業務の審査を行うために研修、知識および経験に関する基準を満たす必要があります。審査員は、客観的であり、監査チームのメンバーではなく、監査関与先から独立していなければなりません。

## 8.4. 結論の適切なサポートおよび文書化

### 8.4.1. 監査報告

監査責任者が、監査チームが実施した監査および入手した証拠に基づいて監査意見を形成します。

監査報告書の作成において、監査責任者は、特に監査報告書の利用者に報告すべき重要な事項が存在する場合において(例えば、監査意見への除外事項、強調事項区分またはその他の事項区分等の記載など)、豊富な監査報告書に関するガイダンスを入手するとともに、品質管理本部への専門的な見解の問合せや上級審査を通じて技術的なサポートを受けることができます。

### 8.4.2. 監査調書

あずさ監査法人の監査調書は、KPMGインターナショナルの方針および適用される監査基準に従い作成および整理されます。あずさ監査法人は、監査関与先およびあずさ監査法人の情報の機密性および完全性を保護するためのセーフガードを導入しています。また、監査調書の整理期間を従前より短縮しています。

# 9. 監査品質に影響を与えるリスクの評価

— 品質に対するリスクの識別と理解、および効果的な対応の実施

— 監査品質に関する指標

## 9.1. 品質に対するリスクの識別と理解、および効果的な対応の実施

KPMGによる監査の品質は、基盤となる品質管理システムに依存しており、ISQM1の適用に向けた我々のアプローチでは、我々の

監査実施のプロセスにおける統制の一貫性と堅牢性が重要であることを強調しています。KPMGインターナショナルは、年次で反復的リスク評価プロセス (I-RAP) を実施し、全てのKPMGメンバーファームが採用することに合意した品質目標、品質リスク、プロセスリスクポイントおよび統制 (リスクへの対応) のベースラインを決定しています。また、KPMGメンバーファームは独自のI-RAPを年次で実施し、各メンバーファームの事実や状況に特有の追加的な品質目標、品質リスクまたは統制を識別しています。

この一貫したグローバルなアプローチは、以下のようなものです。

- 品質管理システムの品質目標を達成するうえで、グローバルで識別されたリスクに対応するために、全てのKPMGメンバーファームの品質管理システムのプロセスにおいて整備すべき最低限の統制を設定する。
- 品質管理システムが有効に整備・運用されていることを立証するため、品質管理システムの年次評価においてKPMGメンバーファームが使用する品質管理システムのメソドロジーを決定する。

あずさ監査法人では、法人の事実と状況に特有な追加の品質目標、品質リスクまたは統制を識別するため、年次でリスク評価プロセス (I-RAP) を実施しています。

## 9.2. 監査品質に関する指標

監査品質はあずさ監査法人が最優先としている課題であり、あずさ監査法人は高品質な監査を実施することにコミットしています。

監査品質を直接的に測定することは困難ですが、以下の監査品質に関する指標 (通称、「Audit Quality Indicator」と呼称する) により監査品質に対する理解を深めることができます。これらの指標は、日本公認会計士協会が公表している「監査品質の指標 (AQI) に関する研究報告」(2018年11月) に示されている指標を考慮して選定したものです。

### (監査事務所の状況)

- 監査事務所の職位ごとの人員構成
- 監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率
- 品質管理業務の人員数
- 監査業務に従事する常勤の社員およびプラクティス職の作業負荷の状況
- 監査事務所内の監査品質に関する意識調査

### (人材投資)

- パートナーおよびプラクティス職の研修時間
- 履修した研修に関するアンケート調査結果
- 人材交流 (出向・異動)

### (監査の結果)

- 外部機関による検査等
- 監査事務所における内部検証
- 独立性に関する検査
- 規制当局等による処分

各指標の数値は以下のとおりです。

### 監査事務所の状況

#### (1) 監査事務所の職位ごとの人員構成

監査業務は、複数の職位のプロフェッショナルより構成される監査チームによって実施されます。

常勤のプロフェッショナルの職位別の人員構成は以下のとおりです。

#### 常勤のプロフェッショナルの人員 (役員、正職員、契約職員)

職位	2023年6月末		2024年6月末	
	人員数	構成割合	人員数	構成割合
パートナー	696人	11.6%	703人	11.1%
マネジャー	1,307人	21.9%	1,417人	22.4%
マネジャー未満のプラクティス職	3,976人	66.5%	4,196人	66.4%
合計	5,979人	100%	6,316人	100%

(注1) 本セクションにおいて、以下の定義で用語を使用しています。

- 「パートナー」には、パートナー、プリンシパル、アソシエイト・パートナー、マネージング・ディレクター、ディレクターが含まれます。
- 「マネジャー」には、テクニカル・ディレクター、アソシエイト・ディレクター、シニアマネジャー、マネジャーが含まれます。
- 「マネジャー未満のプロフェッショナル」には、アシスタントマネジャー、シニア、スタッフ、アシスタントが含まれます。

#### (2) 監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率

監査業務は業務執行社員が最終的な責任を負います。当該責任を果たすため、業務執行社員は監査チーム内のパートナーおよびマネジャーに対して業務を委譲しますが、委譲した業務について監査調書の査閲を実施します。また、マネジャーも同様に、業務の一部をスタッフに委譲しますが、委譲した業務について監査調書の査閲を実施します。

あずさ監査法人における、監査業務に従事するパートナー、マネジャーおよびマネジャー未満のプラクティス職の比率は以下のとおりです。

#### 監査に従事するパートナー・マネジャー・スタッフの比率 (役員、正職員、契約職員)

職位	2023年6月末	2024年6月末
	比率*	比率*
パートナー	1.0	1.0
マネジャー	1.5	1.7
マネジャー未満のプラクティス職	6.7	7.1

(注2) パートナーの人数を「1」とした場合の比率

#### (3) 品質管理業務の人員数

監査品質は監査事務所にとって極めて重要です。監査品質を確保するために、あずさ監査法人は品質管理本部、リスクマネジ

メント本部を設置し、監査基準の適用や解釈および倫理・独立性に関する事項について、品質管理システムを整備しています。

これらの本部に所属するプロフェッショナルの人員数は、以下のとおりです。

#### 品質管理本部およびリスクマネジメント本部の在籍者

	2023年6月末	2024年6月末
品質管理本部	227*	198*
リスクマネジメント本部	114	143
合計	341	341

(注3) 2023年6月末の人数にはADC(あずさデリバリーセンター)所属者42名を含みますが、2023年7月にADCを品質管理本部からAX本部に移管したため、2024年6月末の人数にはADC所属者は含まれていません。

#### (4) 監査業務に従事する常勤のパートナーおよびプラクティス職の作業負荷の状況

職場環境を良好に維持することは監査品質にとって極めて重要です。これは、作業負荷が重すぎると必要な監査業務に対して十分な時間が確保できなくなり、結果として監査の実施において職業的専門家として必要な懐疑心が維持されなくなる可能性があるためです。

あずさ監査法人では、監査従事者の年間平均執務時間は、2023年6月期はパートナー 2,161時間、職員1,992時間、2024年6月期はパートナー 2,191時間、職員1,939時間でした。

(注4) 上記の時間には、監査業務に直接関連する時間だけでなく、研修の受講や間接業務等の時間も含まれています。執務時間は通期にわたり在籍した監査従事者を元に集計しています。

#### (5) 監査事務所内の監査品質に関する意識調査

監査品質は、監査事務所の全てのプロフェッショナルによって支えられるものです。このため、事務所における監査品質を維持するためには、事務所の施策について構成員が納得感を有していることが重要です。

KPMGでは、KPMGメンバーファーム全体が統合的な方法で、従業員に対して、マネジメントが実施している施策がネットワークに所属する個人として適切と感じられるかについて調査(以下、「Global People Survey」という)を実施しています。

あずさ監査法人による調査では、これらについてGlobal People Surveyによって以下の結果が得られています。

#### 「Global People Survey」の結果

	2023年6月期	2024年6月期
マネジメント、パートナーへの信頼	72%	73%
高品質な業務提供へのコミット	75%	78%
オープンな双方向のコミュニケーション	71%	63%
構成員の法人への貢献意欲・満足度	69%	71%

(注5) Global People Surveyは以下のとおりです。

・KPMGでは毎年秋に「Global People Survey (GPS)」を実施しています。上記表中の割合は、各質問項目に記載されている項目に同意する、または強く同意することを示した従業員の割合を示しています。GPSは、従業員がKPMGでの経験についてどのように感じているかを回答するものであり、エンゲージメントの程度を測定することができます。従業員からの回答は、従業員が求めるグローバルレベルの経験ができる環境を構築し、我々が目指す姿を社会、クライアント、関係する人々から「常に選ばれる存在であること(The Clear Choice)」を実現するために不可欠です。我々は、当該回答を利用し、国内とグローバルの両方で従業員の回答に影響を与えている問題を

を特定します。

・例えば、この数値を参考にして、我々は、各統轄事業部長と従業員との間でオープンかつ双方向のコミュニケーションを行う場を設け、毎週開催することを予定しています。このような開かれた双方向の対話とそこで受け取ったコメントへのタイムリーな対応が、各統轄事業部長と従業員との間に存在する可能性があるギャップを埋めるのに役立つと考えています。我々は、こうした取組みを通じて、GPSの数値が改善していくことを期待しています。

#### 人材投資

##### (6) パートナーおよびプラクティス職のCPD履修状況

事業活動が大きく変化し、法令や基準が次々に改訂される環境において、専門的なスキルを維持・向上させることは極めて重要です。

あずさ監査法人では、これらに対応するため多様な研修コースを提供しています。以下の指標は、あずさ監査法人に所属する公認会計士のCPD(継続的専門能力開発研修)の履修状況です。

##### CPD(継続的専門能力開発研修)の履修状況

	2023年6月末	2024年6月末
一人当たりのCPD取得単位	59単位	56単位

	2023年3月末	2024年3月末
継続的専門能力開発研修(CPD)単位取得義務の履行率	100%	100%

##### (7) 履修した研修に関するアンケート調査結果

「(5) 監査事務所内の監査品質に関する意識調査」に記載したとおり、KPMGネットワークではGlobal People Surveyを実施し、マネジメントが実施する施策がネットワークに所属する個人として適切と感じられるかについて調査を実施しています。とりわけ、成長が実感されるか、および自分の業務に誇りが持てるかは監査品質を支えるうえで極めて重要です。

あずさ監査法人では、研修に関する調査を、別途、毎年実施しており、その結果は以下のとおりです。

##### 人材に関するアンケート(5点満点)

	2023年6月期	2024年6月期
法人は十分な人材育成体制を提供していますか	3.7点	3.6点
あなたは3つのO*を通じて成長したと感じますか	3.8点	3.7点
研修は、現在/今後の業務に役立つ内容でしたか?(Yes)	—	96%

(注6) この調査はあずさ監査法人で独自に実施したものです。「3つのO」はOff-JT、OJTおよびOpportunityを指します。我々は、これらが専門家としての成長を実現するうえで重要な要素であると考えています。

##### (8) 人材交流(出向・異動)

事務所全体として監査品質を確保するために、多様な人材を確保することは重要な要因です。同時に、個人にとっても、多様な経験を積んでいくことが新たな観点から業務に取り組んでいくうえで極めて重要です。

このため、あずさ監査法人は、多様性を促進するため、事務所内で定期的にローテーションを実施しています。これには、監査部門間の異動、本部と監査部門間の異動、アドバイザリー業務部門との間での異動を含みます。また、社会への貢献

および法人内では得難い経験を積むことを目的として、外部の組織にも派遣しています。

以下の表は、多様な経験を積むために実施しているローテーションについてまとめたものです。

#### 法人内部の異動者数

法人内の異動	2023年6月期	2024年6月期
事業部・事務所間異動	94	170
本部(品質管理本部等)にかかる異動	65	63
アドバイザー部門にかかる異動	55	37
サステナビリティ部門にかかる異動		86 <sup>(注7)</sup>
合計	214	356

(注7) あずさ監査法人SV統轄事業部と法人内の他部門との間の異動者およびKPMGあずさサステナビリティ株式会社への出向者27名を含む

#### 外部組織への出向者数

出向先	2023年6月期	2024年6月期
JICPA、財務会計基準機構等	31	29
その他	39	33
合計	70	62

#### パートナーおよびマネジャーに占める海外赴任経験者数

	2023年6月末		2024年6月末	
	経験者	割合	経験者	割合
パートナー	284	40%	297	42%
マネジャー	312	24%	318	22%
合計	596	30%	615	29%

### 監査の結果

#### (9) 外部機関による検査等

日本では、大手監査法人に対する公認会計士・監査審査会(CPAAOB)による検査が2年に1回実施されるほか、日本公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビューが3年に1回実施されます。また、検査やレビューの実施年度以外において、検査結果を踏まえて是正措置が適切に実施されているか等についてモニタリングが実施されます。

CPAAOBの検査およびJICPAのレビューは、個別の監査業務および事務所の品質管理システムの双方を対象とするものであり、検査およびレビューの結果はステークホルダーの皆様が監査事務所の状況を理解するにあたって有用です。ただし、監査品質が根本原因分析とそれを通じた対応という一連のサイクルを通じて改善していくものであることを踏まえると、検査およびレビュー結果を参照する際、指摘事項についてどのような取組みが予定されているか(または、実施されているか)について併せて理解することも重要と考えられます。

#### JICPAの品質管理レビュー

品質管理レビュー報告書の交付年月	2022年3月期
実施結果	重要な不備事項の無い実施結果

CPAAOB検査に関する情報については、第三者に開示することは認められていないため、本報告書において当該情報を開示していません。

#### (10) 内部における品質管理レビュー

あずさ監査法人および所属するKPMGネットワークにおいて、内部における品質管理レビューが実施されます。

内部における品質管理レビューの結果は、外部機関による検査またはレビューと同様に、事務所の品質管理のレベルを評価するものではありません。しかし、品質管理レビューの結果によって、事務所の品質管理システムの状況を理解するうえで関連性のある情報が提供されます。

KPMGネットワークは、内部の品質管理に対するレビューを実施するため、品質管理レビュー(QPR)プログラムを設けています。

#### KPMGネットワーク内部におけるQPRの結果

	2023年6月期	2024年6月期
QPRプログラム対象監査業務数	101件	104件
監査意見の修正を要する業務数	0件	0件
「NC-Severe」とされた件数 <sup>(注8)</sup>	1件	3件
監査責任者カバー率	39%	38%

(注8)

・KPMGネットワークにおける品質管理レビュープログラムでは、監査業務が、関連する基準、事務所で定めた方針および手続を遵守して実施され、品質が確保されているかについて結論づけるためのレビューが実施されています。当該レビューの結果は、①全ての重要な点において基準等に準拠している(C)、②改善が必要な点があるが、全ての重要な点において基準等に準拠している(CIN)、③一部の重要な点において基準等に準拠していない(NC)の3段階で評価されます。

・レビューによって「NC」に区分された場合、原則として、基準等に準拠していないと判断された重要な点に関する調書の修正が必要とされています。NCのカテゴリーは、さらに識別された個々の不備の数、内容および程度により、「NC-Limited」と「NC-Severe」の2つに分類されます。

・一部の業務は「NC-Limited」に分類されますが、上記表では相対的に不備の程度が重い「NC-Severe」の区分に焦点を当てて記載しています。

#### (11) 独立性に関する検査

監査人が独立性を保持することは、監査が社会において信頼を得ていくうえの必要条件です。このため、独立性に関する規則の遵守は、監査事務所にとって極めて重要です。

あずさ監査法人では、全てのプロフェッショナルに対して、対象期間における独立性の宣誓を義務付けています。2023年6月期および2024年6月期の独立性宣誓回答率は100%です。

しかし、個人の独立性保持に関する法令等への違反が2023年6月期において3件、および2024年6月期において8件発見されました(注9)。我々は、これらの事案について調査したうえで、必要な手続を実施しました。我々は、これらの事案が監査人としての客観性に影響を与えていないことを確認しています。

(注9) 上記は、独立性に関する規則(例えば、預金保険制度により保護される対象を超える銀行預金残高の保有)に違反していることが発覚したケースであり、社内規程違反(例えば、KPMGが運用する独立性システムに適時に情報が更新されていなかったこと)は含まれていません。

## (12)規制当局等による処分

金融庁またはJICPAは、法令等の違反に関する事実があると認められた場合、監査事務所に処分を科すことがあります。

以下は、2023年6月期および2024年6月期における関連する主要な指標です。

- 監査業務に起因する金融庁による行政処分：0件
- 監査業務に起因するJICPAによる処分：1件<sup>(注10)</sup>

(注10) あずさ監査法人は、上場会社の2012年度から2016年度の財務諸表等に関する監査業務に関し、JICPAより、2023年9月13日付で1か月の会員権停止の処分(不正リスクに対応して計画・実施すべきであった監査手続および入手した監査証拠の評価が不十分である等と判断されたもの)を受けました。本処分は監査法人の業務を制限するものではなく、監査証明業務を含むあずさ監査法人の業務に影響を与えるものではありません。詳細は、「10.2. ステークホルダーからのフィードバックの入手、評価および対応」をご参照ください。

# 10. 監視および改善

## —— 監査品質の厳格な監視および測定

## —— ステークホルダーからのフィードバックの入手、評価および対応

## —— 根本原因分析(RCA)の実施

統合された監査品質のモニタリングおよびコンプライアンスプログラムにより、KPMGメンバーファームは、個別の監査業務と品質管理システム全体に関して、品質の不備を特定し、根本原因分析を実施し、改善活動計画を策定、実施、報告することができます。

## 10.1. 監査品質の厳格な監視および測定

### 10.1.1. 継続的な改善

KPMGメンバーファームは、監査品質、監査手法の一貫性や効率性について、継続的な改善をしていくことにコミットしています。監査品質のモニタリングおよびコンプライアンスプログラムは、テストの実施や結果の報告について、全てのKPMGメンバーファーム間において、グローバルで一貫したアプローチが採られています。当法人では、受領した内部のモニタリング活動の結果を外部の監督機関によるレビュー・検査結果と照らし合わせたうえで、適切な処置を取っています。

### 10.1.2. 監査法人内部におけるモニタリングおよびコンプライアンスプログラム

KPMGインターナショナルによって策定されているモニタリングおよびコンプライアンスプログラムは、個別の監査業務と品質管理システム全体に関して、品質に関する問題を特定し、根本原因分析を実行し、改善活動計画を策定するためにKPMGメンバーファームで使用されています。モニタリングおよびコンプライアンスプログラムでは、以下の事項を対象に評価を行っています。

- 監査業務の実施にあたり、適用される職業的専門家としての基準、法令・規則、あずさ監査法人およびKPMGインターナショナルの重要な方針および手続への遵守状況

- あずさ監査法人の、KPMGインターナショナルの重要な方針や手続への遵守状況、主要な品質管理に係る方針や手続の目的適合性、十分性および運用状況の有効性

また、内部におけるモニタリングおよびコンプライアンスプログラムは、品質管理システムの運用状況の有効性の評価にも寄与しています。これらのプログラムには、以下が含まれます。

- 監査の品質管理レビュー(QPR)
- グローバルKPMGクオリティ&コンプライアンス評価(KQCE)
- グローバル・クオリティ &コンプライアンス・レビュー(GQCR)

これらのモニタリングおよびコンプライアンスプログラムの結果およびそれに基づく要改善事項は監査法人内部で共有されており、必要に応じて改善計画を策定しています。結果はKPMGインターナショナルにおいても検討されます。

### 監査の品質管理レビュー(QPR)プログラム

監査QPRプログラムは、業務レベルでのパフォーマンスを評価し、その結果をフィードバックすることにより、監査業務の品質を向上させるプログラムです。

### リスクベースのアプローチ

全てのKPMGメンバーファームの監査責任者は、少なくとも4年に1回の頻度で監査QPRプログラムの対象として選定され、レビューを受けることが求められています。また、リスクに基づいてレビュー対象となる業務が選定されます。

あずさ監査法人は、KPMG組織全体の一貫性を高めるKPMGインターナショナルのQPRインストラクションに基づいて年次のQPRプログラムを実施しています。レビューはKPMGの他の事務所に所属する、業務から独立した経験のあるリードレビューアーが監督します。QPRの結果はKPMGインターナショナルに報告されます。

### 監査QPRの結果評価

各監査業務の評価およびファーム単位での監査業務評価は、KPMGのグローバル組織全体で統一的な基準に基づいて行われます。レビュー対象となった業務は、C(全ての重要な点にお

いて会計および監査の諸基準に準拠している)・CIN(改善が必要な点があるが、全ての重要な点において会計および監査の諸基準に準拠している)・NC(一部の重要な点において会計および監査の諸基準に準拠していない)の3段階で評価されます。

#### KPMGクオリティ&コンプライアンス評価(KQCE)プログラム

KQCEプログラムには、ISQM1および品質・リスク管理方針の遵守をサポートするために必要なKPMGメンバーファームの品質管理システムのテストおよび評価に関する要求事項が含まれています。これらの要求事項は、全てのKPMGメンバーファームが満たす必要があります。

2023年度のKQCEプログラムは、2022年10月1日から2023年9月30日までの期間を対象としており、2023年9月30日時点での品質管理システムの運用状況の有効性および品質・リスク管理方針の遵守に関する結論を裏付けるものです。

#### グローバル・クオリティ&コンプライアンス・レビュー(GQCR)プログラム

GQCRはKPMGインターナショナルのチームによって実施されます。レビュー対象となるメンバーファームは、財務状況、カントリリスク、モニタリングプログラムやあずさ監査法人の構成員に対する意識調査の結果など、多くの要因を考慮したリスクベースのアプローチを使用して選定されます。各メンバーファームは少なくとも4年に1度GQCRの対象となります。

GQCRチームは、レビュー対象のメンバーファームから独立したパートナーおよびマネジャーで構成されます。GQCRプログラムの全体的な目的は、ガバナンスおよび品質管理システムに関連する方針を含め、選択されたKPMGインターナショナルの方針に対する遵守状況を評価することです。

#### 内部におけるモニタリングおよびコンプライアンスプログラムの報告

モニタリングおよびコンプライアンスプログラムからの検出事項は、通達、研修および経営陣との定期的なミーティングを通してあずさ監査法人の専門要員に周知されます。

また、検出事項は、改善状況の継続的な評価のため、その後のモニタリングおよびコンプライアンスプログラムにおいて重点項目として取り扱われます。

監査関与先の海外子会社等の監査業務が各ファームの監査QPRで低い評価(NC評価)を受けた場合、親会社の監査責任者は通知を受けます。

#### 改善およびモニタリング

あずさ監査法人では、モニタリングおよびコンプライアンスプログラムからの検出事項に対応するために、改善活動計画を策定しています。活動計画の進捗状況をモニタリングし、必要に応じてその結果を所属地域およびグローバルの経営陣に報告しています。

## 10.2. ステークホルダーからのフィードバックの入手、評価および対応

### 10.2.1. 規制当局

#### 日本公認会計士協会(JICPA)

日本公認会計士協会(JICPA)は、自主規制団体として、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、監査法人等が行う監査の品質管理のシステムの整備および運用の状況について品質管理レビューを実施しています。

JICPAは、あずさ監査法人を含む大手監査法人に対しては、原則として3年に1度、定期的に品質管理レビューを実施します。その結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査法人に対しては改善勧告が行われるとともに、品質管理レビューの結論や改善状況に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告といった必要な措置が講じられます。

このほか、JICPAは個別の事案に係る指導・監督、処分懸念事案に係る調査および審議、個別の事案に係る懲戒処分の実施、監査法人の上場会社等監査人登録制度の運営をしています。

あずさ監査法人は、本報告書の基準日である2024年6月末から過去5年間に於いて、JICPAから監査業務に起因する1件の処分(2024年6月期)を受けています。具体的には、上場会社の2012年度から2016年度の財務諸表等に関する監査業務に関し、JICPAより1ヵ月(2023年9月から10月まで)の会員権停止の処分を受けました(注10)。あずさ監査法人は、本事案が発生した2018年度以降速やかに、本事案に関連する業界特有の会計処理の点検および監査上の留意点の周知を行うとともに、継続的に監査上の課題について原因分析を行う等、監査品質の向上に取り組んでいます。なお、本処分は、監査法人の業務を制限するものではなく、監査証明業務を含むあずさ監査法人の業務に影響を与えるものではありません。

(注10) 会員権とは、総会に出席して表決する権利・役員の選挙権および被選挙権・会長に意見具申または建言する権利・本会の会議に出席する権利を指します。

#### 公認会計士・監査審査会(CPAAOB)

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、行政としての監視・監督の立場から、JICPAによる自主規制の限界を補完するとともに、JICPAの公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPAによる品質管理レビューの監視を行っています。

CPAAOBは、JICPAから監査事務所ごとの品質管理レビューの結果について書面による報告を受け、必要に応じてJICPAや監査法人などに対して立入検査を行います。その結果、監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになったりした場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

あずさ監査法人は、過去5年間に於いて、CPAAOBによる立入検査の結果、金融庁より処分を受けた事実はありません。

#### 米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)

あずさ監査法人はまた、米国における公開会社を監査する会計事務所の監督機関である米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)に登録されており、定期的に検査を受けています。過去のあずさ監査法人は、2023年11月14日付けで、PCAOBから一部の監査手続の不備について懲戒命令を受け、PCAOB品質管理基準への違反による民事制裁金を支払っています。当法人は、PCAOBからの指摘を踏まえ監査品質の改善に取り組んでいます。

検査に係る報告書はPCAOBのウェブサイトから入手可能です。

あずさ監査法人は、外部検査等で受けた指摘を含む監査品質に係る課題について根本原因を分析し、マネジメントからのメッセージの配信や研修の開催、継続的なモニタリングを行うこと等を通じて、監査品質の改善活動を実施しています。

#### 監査監督機関国際フォーラム

##### (International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR))

KPMGインターナショナルは主に監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR))のグローバルの監査品質ワーキンググループ(GAQWG)を通じてIFIARと双方向のコミュニケーションを行っており、改善に向けて目標とする戦略に沿って監査品質に関する課題について協議しています。KPMGは、グローバルな監査品質の課題に関してIFIARが推進する、オープンかつ率直で、透明性の高い対話を重視しています。

全てのKPMGメンバーファームは、積極的に関与し、適時に質問に回答し、適切な是正措置をとることを含め、関連する規制当局との間で職業的専門家として、また、互いを尊重する関係を維持することが求められます。

## 11. 効果的なコミュニケーション

- インサイトの提供およびオープンかつ率直な双方向のコミュニケーションの継続的な実施
- 監査事務所間の引継
- 意識調査(GPS)の実施および実施後の対応
- 市場参加者との対話

監査品質を維持するために、主要なステークホルダーからフィードバックを受け、それに応じた行動を速やかにとることも重要であると認識しています。

#### 10.2.2. 監査関与先からのフィードバック

あずさ監査法人は、監査関与先に提供したサービスの満足度に関して、直接的な対話および第三者による調査を行い、経営者等から積極的にフィードバックを求める正式なプログラムを運用しています。

#### 10.2.3. 業務の品質に関する連絡等の監視

あずさ監査法人では、業務の品質に関して受けた連絡等についてモニタリングし、対応するための手順を定めています。手順の詳細は、あずさ監査法人の内規に記載されています。

### 10.3. 根本原因分析(RCA)の実施

あずさ監査法人において、品質管理システムは高品質な業務を一貫して提供するための基盤となっています。また、根本原因分析(RCA)プログラムは、品質管理システムのモニタリングおよび改善の取組みの不可欠な要素であり、監査品質の向上を促進しています。我々は、内部のモニタリングプログラムや外部審査、その他の活動から得た情報を利用して監査品質に関する課題を識別し、課題の性質や重大性に応じたRCAを行っています。メンバーファームは、KPMGインターナショナルのRCAガイドに従ってRCAプログラムを設計しています。

根本原因の分析完了後、監査品質に関する課題の根本原因に対応する改善活動を設計して実施し、その後、当該活動の有効性をモニタリングします。RCA改善活動計画およびモニタリング結果は、所属する地域およびグローバルの経営陣に報告されます。

あずさ監査法人の専務理事(品質管理統轄・リスクマネジメント統轄)は、監査品質に関する課題の改善措置を含む監査品質に対して責任を負い、あずさ監査法人のリスクマネジメントパートナーが改善計画の実施をモニタリングします。

#### 11.1. インサイトの提供およびオープンかつ率直な双方向のコミュニケーションの継続的な実施

あずさ監査法人では、監査役等に対して、監査中に発生した問題を伝達することが重要と考えています。

あずさ監査法人は、監査の過程で生じた問題点および監査役等に有用な情報を共有するため、報告、監査役会または取締役会への出席および経営者や監査役等とのディスカッションなどにより、これを達成しています。

監査役等は、関与先と監査人の関係性を監視し、監査人による業務内容と実施方法を批判的に評価することによって、高品質な監査の実施を担保するうえで重要な役割を果たします。

## Audit Committee Institute

Audit Committee Institute (ACI)は、資本市場に対して監査委員会(日本においては、監査役会および監査等委員会を含む)が果たす厳しく重要な役割やその責任を果たす際に直面する課題を認識し、監査委員会のプロセスを効果的に実行するための各監査委員のコミットメントや能力の向上を目指して活動しています。

ACIに関する詳細およびインサイトについては、ACIのウェブサイトをご覧ください。

## Global IFRS Institute

KPMGのGlobal IFRS Instituteは、進化する世界の財務報告およびサステナビリティレポートのフレームワークに対する理解や最新動向の把握に役立つ情報やリソースを提供します。

## 11.2. 監査事務所間の引継

あずさ監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合または後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、品質管理本部が指示を行い、立会を実施しています。

## 11.3. 意識調査(GPS)の実施および実施後の対応

貢献意欲のあるすぐれた人材が監査を行うことで、我々の監査品質基準に沿った監査を提供することができます。

我々は、構成員を対象に意識調査(Global Peoples Survey (GPS))を毎年実施しています。GPSは、KPMGでの勤務により得られる経験に対する構成員の意識を共有することを目的としています。調査後は、ファンクション、事務所、職位、性別などのさまざまな要素ごとに分析を行うことで、今後の対応により注力することができます。

GPSを実施することで、構成員の自発的な貢献意欲を測り、何が構成員の貢献意欲を高めるのかについてさらなる見解を得ることが可能となります。GPSには、過去1年間に監査に従事した

構成員向けの監査品質に関する具体的な設問が含まれており、監査品質関連事項に関わるデータを得ることができます。

そしてGPSは、「品質管理およびリスクに係る行動」「監査品質」「Our Valuesの維持」「職員およびパートナーの監査品質に対する姿勢」、「リーダーシップ」および「経営陣の姿勢」といった領域に関わるインサイトを、あずさ監査法人の経営陣およびKPMGインターナショナルの経営陣に示します。

あずさ監査法人はGPSを実施し結果をモニタリングするとともに、結果および今後の取組みを構成員へ公表する等、調査結果について適切に対応しています。

GPSの結果および適切な対応措置は、グローバルネットワーク全体のために集計され、グローバルボードに向けても公表されます。

監査に特化した結果分析については、特に監査品質に焦点を当てて分析が行われます。適切な改善措置を検討するため、必要に応じてGlobal Audit Steering Groupに対して調査結果と主なテーマを年次で提供します。

また、監査に関するグローバルのGPS活動計画を毎年周知しています。

## 11.4. 市場参加者との対話

監査法人のガバナンス・コード(2023年3月改訂)では、監査法人に対して市場参加者との効果的な対話を促進することが奨励されています。これを踏まえ、あずさ監査法人は、年に1回程度、市場参加者との対話を実施しています。最近では、財務報告の分野に知見を有する市場参加者(監査役、学者、弁護士等)との会合を開催し、あずさ監査法人のガバナンスをどのように改善すべきかについて議論を実施しました。あずさ監査法人は、頂いたご意見を踏まえ、変化する環境においてどのようにガバナンスのあり方を改善すべきか、監査の実施にあたってテクノロジーをどのように活用できるか等についてさらなる検討を実施していきます。

# 12. 財務情報

あずさ監査法人の、2023年6月期および2024年6月期の財務情報は以下のとおりです。

(単位 百万円)

		第39期 2022年7月1日～2023年6月30日	第40期 2023年7月1日～2024年6月30日
	売上高	111,734	121,367
内訳	監査証明業務	87,532	93,308
	非監査証明業務	24,202	28,058

詳細は、公認会計士法の規定に基づき作成している業務および財産状況の説明書類に含まれている2024年6月30日に終了する事業年度に係る監査済財務諸表をご参照ください。

## 13. パートナー報酬について

あずさ監査法人では、パートナーが何を期待されているのかおよび何が得られるのかを認識できる、パフォーマンス評価プロセスとリンクした、明確な報酬制度および昇進に関する方針を定めています。あずさ監査法人の方針では、パートナーの報酬には自らの監査関与先に対する非監査業務の提供による業務開発実績は反映されません。

パートナー報酬は、パートナー業務評価規程に基づく業績評価および能力査定の結果を勘案してポイントが加減算され、これらに基づいてパートナー登用等委員会での検討を経て専務理事会で決定されます。ポイントの加減算にあたっては、各パートナー

の役職、役割、スキル等に応じてバンド（ポイント幅）が設定され、その範囲で加減算されるポイントが決定されます。

なお、理事長、専務理事、会長、上級審査会会長の報酬等については、経営監視委員会の小委員会である報酬諮問委員会が決定プロセスを審査します。

パートナー等の報酬に関する基本方針および専務理事等の報酬の限度額については、経営評議会で承認の上、社員会に報告します。

## 14. KPMGネットワークとの関係

### — 法的構造

### — KPMGメンバーファームの責任と義務

### — 職業賠償責任保険

### — 統治機構

### 14.1. 法的構造

世界の多くの地域では、規制を受ける事業（監査法人や法律事務所など）は、現地で所有され独立していることが法律で義務付けられています。KPMGのメンバーファームは、多国籍企業として事業を運営しておらず、また、そのように運営することもできません。各メンバーファームは、通常現地で所有・経営されており、それぞれの義務および責任を負っています。KPMGインターナショナルおよびその他のメンバーファームは、他のメンバーファームの義務または責任を負いません。

メンバーファームは複数の法人で構成されることがありますが、この場合、別段の合意がない限り、それぞれの法人における義務および責任についてのみ責任を負います。

あずさ監査法人およびその他全てのKPMGメンバーファームは、メンバーシップおよび関連文書を締結しています。このことによる主な影響は、グローバル組織における全てのKPMGメンバーファームが、英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）であるKPMG International Limited（KPMGインターナショナル）のメンバーであること、もしくはKPMGインターナショナルとその他の法的な関係を持っていることです。

KPMGインターナショナルは、KPMGメンバーファームの全体的な利益のために調整を行う事業体として機能しており、クライアントに対して直接的または間接的に専門的なサービスは提供していません。クライアントへの専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが提供しています。

KPMGはKPMGインターナショナルの登録商標であり、通常

はKPMGという名称がメンバーファームの名称に付けられています。メンバーファームがKPMGの名前と商標を使用する権利は、KPMGインターナショナルとの契約に含まれています。

KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、グローバルパートナーシップ、単一法人、多国籍企業、合併事業、本人もしくは代理人の関係またはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに対して、第三者に対する義務を負わせたり、または拘束したりする権限を有していません。またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせたり、または拘束したりする権限を有していません。

KPMGグローバル組織における法的構造および統治機構についての詳細は、[KPMGインターナショナルTransparency Report](#)の「Governance and leadership」をご覧ください。

あずさ監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。

組織のメンバーである各監査法人の名称、および各法人が法定監査人としての資格を有している、または登録事務所、中央管理局もしくは主たる事業所を有するEU/EEA諸国については、[『Lists of KPMG EU/EEA Audit Firms for the respective period ends September 30 2023』](#)をご参照ください。

### 14.2. KPMGメンバーファームの責任と義務

各メンバーファームは、KPMGインターナショナルの方針および規則を遵守することをKPMGインターナショナルと合意しています。それらの方針および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用やKPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各KPMGメンバーファームは、その経営および提供するサービスの品質について、それぞれが責任を負うとともに、KPMG共通の価値観(Our Values)を共有しています。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバーファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、KPMGインターナショナルのグローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。

なお、KPMGインターナショナルの方針を遵守しない場合やKPMGインターナショナルと合意したその他の義務を履行しない場合には、KPMGのメンバーファームとしての地位およびKPMGのグローバル組織への加盟が停止されることがあります。

### 14.3. 職業賠償責任保険

職業的過失による請求に備えて、十分な保険に加入しています。当該保険は、ワールドワイドでカバーされています。

### 14.4. 統治機構

KPMGインターナショナルの主要な統治機構には、グローバルカウンシル、グローバルボードおよびグローバルマネジメントチームがあります。KPMGインターナショナルの統治機構についての詳細は、[KPMGインターナショナルTransparency Report](#)の「Governance and leadership」をご覧ください。

## 14.5 KPMGネットワークに加入する目的

本報告書における記載の通り、KPMGネットワークは監査品質の維持・向上を確かなものとするためのシステムを有しています。あずさ監査法人はKPMGネットワークのメンバーファームとして、KPMGネットワークの堅牢なガバナンスおよび品質管理システム(モニタリングと改善のプロセスを含む)を維持しており、これは質の高いグループ監査を実施するうえで必要不可欠です。

一方で、KPMGネットワークの方針が、日本の規制上の要求や日本の利害関係者からの期待に一致しないことも想定されます。こうしたリスクに対処するため、あずさ監査法人のマネジメントは、KPMGネットワークの方針の決定プロセスに関与し、KPMGネットワークの方針が日本の規制上の要求事項や日本の利害関係者の期待と整合的になるように努めています。

また、仮にKPMGネットワークの方針が日本の規制上の要求と整合しない場合、もしくは、日本の利害関係者からの期待にそぐわない場合、あずさ監査法人は、KPMGの方針に加えてこれらにも合致するよう、独自の方針を追加します。

## 15. 有限責任 あずさ監査法人の品質管理システムの有効性(2023年9月30日時点)について

国際監査・保証基準審議会(IAASB)による国際品質マネジメント基準(ISQM1)、国内における関連する法令および基準ならびにKPMGインターナショナルによる方針を踏まえ、有限責任 あずさ監査法人(以下「当監査法人」という)は財務諸表の監査またはレビュー、その他の保証業務、またはその他の関連サービス業務の実施に関する品質管理システムを整備・運用する責任を有しています。品質管理システムの目的は、当監査法人に対して、以下の点について合理的保証を提供することにあります。

- (1)当監査法人およびその専門要員が、職業的専門家としての基準および適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準および法令等に従って業務を実施すること
- (2)当監査法人またはその監査責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

当監査法人は、2023年9月に発行したTransparency Reportにおいて、品質管理システムがどのように高品質で一貫した業務の実施を支えているかについて説明しています。また、当監査法人は、個別の業務および全体的な品質管理システムの双方について発見事項および不備を識別し、対応することができるよう、品質モニタリング活動とコンプライアンスプログラムを統合的に運用しています。

当監査法人は、品質管理システムの年次評価の実施にあたって識別された不備について、その重大性と広範性を評価しています。評価にあたっては、その根本原因を調査するほか、識別された不備が個別にまたは他の不備と組み合わせた場合に品質管理システムに生じうる影響について、評価基準日までに実施された是正措置を考慮したうえで評価しています。

当監査法人は、2023年9月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しました。

あずさ監査法人  
理事長

山田 裕行

2023年11月28日

添付資料

## A.1 KPMGの日本におけるメンバーファーム

会社名	法的形態	規制状況	ビジネス	活動の拠点
有限責任 あずさ監査法人	有限責任 監査法人	金融庁登録 監査法人	監査・保証業務、 アドバイザリー業務	日本
KPMGコンサルティング株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMG FAS	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGあずさサステナビリティ株式会社	株式会社	なし	保証業務、 アドバイザリー業務	日本
KPMGヘルスケアジャパン株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMGアドバイザリーライトハウス	株式会社	なし	アドバイザリー業務の高度化を 目的として研究開発を一元化し、 CoEの役割を担う	日本
株式会社 KPMG Ignition Tokyo	株式会社	なし	KPMG日本の監査、税務、アドバイザリー サービスの業務に共通のデジタルプラット フォームテクノロジーを開発・構築、企業の デジタルトランスフォーメーションを支援	日本
KPMG税理士法人	税理士法人	税理士法	税務業務	日本
KPMG社会保険労務士法人	社会保険 労務士法人	社会保険 労務士法	社会保険業務	日本

## A.2 あずさ監査法人の経営陣 (2024年7月1日現在)

理事長	山田 裕行	KPMGジャパン共同チェアマン
専務理事	小倉 加奈子	JICPA担当
専務理事	神塚 勲	HR統轄、ブランド&コミュニケーション統轄、財務経理統轄、総務統轄、企業成長支援統轄
専務理事	小林 礼治	パブリックセクター統轄、関西地区統轄
専務理事	近藤 敬	執行統轄、AX統轄
専務理事	田中 賢二	品質管理統轄、リスクマネジメント統轄
専務理事	田中 弘隆	サステナブルバリュー統轄、Digital Innovation & Assurance統轄、ITS統轄
専務理事	知野 雅彦	KPMGジャパン共同チェアマン、Clients & Markets統轄、GJP統轄、アドバイザリー統轄
専務理事	寺澤 豊	ファイナンシャルサービス統轄、東海地区統轄
専務理事	服部 将一	企画統轄、KPMGジャパン担当

## A.3 監査法人のガバナンス・コードへの対応

監査法人のガバナンス・コードは、2017年3月に公表され、その後、2023年3月に改訂されています。公認会計士法施行規則 第96条によって、監査法人はガバナンス・コードにおける諸原則について遵守するか、そうでない場合には説明することが要求されています。次頁以降の表において、あずさ監査法人がガバナンス・コードで示されている各原則についてどのように遵守しているかを説明しています。

## 原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	原則・指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	資本市場を支える社会的使命を果たすために、高品質な監査の提供を最重要課題として掲げ、理事長から構成員に向けて、監査品質の維持・向上への継続的な取組に関するメッセージをイベント・ビデオ・メール等により定期的に発信しています。また、法人内の各階層がそれぞれ監査品質に対する責任を果たすことで、組織的な品質管理体制を構築しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	全てのパートナーおよび職員が価値観を共有できるように、Purpose(存在意義)、Values(行動指針)およびVision(目指す姿)を基本理念として定義しています。また、倫理行動規範を策定・維持し、全てのパートナーおよび職員にこれらの価値観を実践するように伝えています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	職業的専門家としての能力を高め、監査を実施するにあたり職業的懐疑心を発揮するインセンティブとなるよう、監査品質への取組やパフォーマンスに重点を置いて評価をしています。また、監査関与先に対する非監査業務の提供は評価の対象外となります。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	複数回の大規模な組織再編を行うことで、出身組織を越えて理念を共有する開放的な組織風土を形成しています。また、タウンホールミーティングやVOICEと呼ばれる投稿システムを通じて職員からの意見を吸い上げるなど、法人内コミュニケーションやナレッジ共有の高度化を進めることで、会計監査に関する積極的な議論ができるよう組織的な対応を進めています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	高品質な監査を提供するために必要なリソースが確保されることを前提として、非監査業務を提供しています。また、監査関与先へ非監査業務を提供する際は、監査業務の独立性を堅持できる範囲に限定しています。さらに利益相反や独立性の懸念に対しては、監査・非監査業務を問わず、全ての業務開始に当たって、独立性および利益相反のリスクに対処するための仕組みを構築しています。加えて、兼業については、競業禁止義務、独立性を厳格に遵守する必要があることから、原則として禁止しています。ただし、公共的な役割や教育関連等の社会貢献活動等は、独立性等を検討した上で一部認めています。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークに加盟することで、グローバルの監査品質プログラムに基づく強固な監査品質基盤を構築しています。また、当法人の役職者が国内のグループ会社のガバナンスに関与し、当法人と同様の業務品質を確保する取組を行っています。

## 原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

	原則・指針	対応状況
2-1	<p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>専務理事会が法人経営に関する重要事項を決定しています。専務理事会の意思決定に基づき、執行理事が業務の執行を行うことで、法人規模の拡大・外部環境の変化等に対応する経営組織基盤の強化に努めています。</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備および当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>● 監査に関する業務の効率化および企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査品質を確保するためのディフェンスラインである各階層それぞれが責任を果たすことで、組織的な品質管理体制を構築しています。監査品質システムに関する最終的な責任は理事長にありますが、理事長の任命に基づき、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事が、全般的な品質管理システムの整備・運用に対する責任を有しています。</li> <li>● 品質管理本部およびリスクマネジメント本部が、法令および職業的専門家としての基準を遵守して監査が行われるように、重要な論点に関する専門的な見解の問合せを所管しています。 また、特に上場会社では、監査関与先の経営者や監査役との定期的なコミュニケーションを行っており、経営者へのインタビューにおいて監査関与先を取り巻く経済環境に関する状況へのヒヤリングをアジェンダに含めています。 このほか、監査関与先から提供業務に関するフィードバックを入手し、率直な意見交換を行っています。</li> <li>● 当法人は、監査品質の根幹は人材にあると考えており、研修・OJT・幅広い業務経験機会の提供を通じて、構成員が高品質なプロフェッショナル業務を提供するために求められる専門知識およびスキルの習得が可能な環境を整備しています。 また、業務の成果を適切に評価してフィードバックすることで、個々人の成長を促し、ひいては監査品質の向上につなげています。</li> <li>● 変化する社会からの期待に応える高品質な監査を実現するために、デジタルの活用を含む監査のトランスフォーメーションを積極的に進めています。全ての監査業務は電子監査プラットフォーム上で実施されているほか、さまざまな監査ツールの導入を通じて監査手続の高度化、効率化を進めています。また、在宅勤務等に対応するためのITインフラの整備を継続的に進めています。</li> </ul>
2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長、専務理事、執行理事は、パートナー全員による直接選挙により選出されます。また、各経営機能へのアサインはそれぞれの知識・経験・適性を考慮してなされています。</li> </ul>

## 原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	原則・指針	対応状況
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>経営監視委員会委員長および副委員長、理事長並びに専務理事(リスクマネジメント統轄)により構成される「経営評議会」が、経営の監督を行っています。また、経営に携わらないパートナーによる「経営監視委員会」を設置し、経営監視委員会が、経営を監視するとともに経営機能の実効性を評価しています。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>独立性を有する監視機関として「公益監視委員会」を設置しています。公益監視委員会は、4名の外部委員および3名の内部委員により構成されています。外部委員は、過去および現在において法人の構成員でないこと等に加え、インサイダー取引に関する規制等を遵守しており、監視機関の外部委員としての独立性を保持しています。公益監視委員会は、法人の経営について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長または専務理事から経営方針その他法人の経営に係る重要事項の報告を受け、討議を行うことを通じて、公益性の観点から当法人の経営が健全に行われるように監視をしています。</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員または独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>● 経営機能を果たす人員または独立性を有する第三者の選退任、評価および報酬の決定過程への関与</li> <li>● 法人の人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>● 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与</li> <li>● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与の関与</li> </ul>	<p>公益監視委員会は、法人の重要な活動および事案について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長および専務理事との討議を実施しています。公益監視委員会が担う役割には公益性の観点から以下の事項について建言することが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営機能の実効性</li> <li>● 役職候補者審査委員会および報酬諮問委員会の監視を通じたマネジメントの選任と評価</li> <li>● 主要な役職に関する人事関連方針の策定</li> <li>● 内部および外部からの通報により特定された事案への対応</li> </ul> <p>また、公益監視委員会のメンバーは、マネジメントと資本市場の参加者との対話にも参加しています。</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員または独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>経営評議会、経営監視委員会および公益監視委員会がその機能を実効的に果たすことができるように事務局を設置しています。事務局は、これらの機関に対して必要な情報を適時に提供し、業務遂行が円滑に行われるように補佐しています。</p>

## 原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内および被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	原則・指針	対応状況
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>監査品質を確保するためのディフェンスラインである各階層それぞれが責任を果たすことで、マネジメントの考え方等の重要な情報の伝達および監査の現場からの必要な情報の吸い上げができる体制(4つのディフェンスライン)を整備しています。加えて、パートナーに対しては、経営施策が必要となった環境や背景を適時かつ詳細に説明することで、必要な情報を組織全体に浸透させています。また、品質管理責任者の会議を定期的開催し、監査品質のさらなる向上に向けた意見交換を実施しています。</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>当法人では、構成員が職業的専門家としての能力を高めることができるように、研修、評価、報酬に係る方針を整備しています。</p> <p>構成員の評価にあたり、倫理観・誠実性を重要項目とすることで、職業的懐疑心の発揮を促しています。</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査チームの編成にあたっては、職業的懐疑心を効果的に発揮できるように、監査リスクの評価結果に応じて適切な人員を配置しています。</li> <li>● 構成員には、品質管理部門やリスクマネジメント部門への異動や、外部機関への出向、海外のKPMGメンバーファームへの派遣など、質の高い監査を実施するために必要な知識と経験を身につけるための機会を提供しています。</li> <li>● 人事関連情報のデータベースを整備し、構成員の知識や専門性を有効かつ計画的に活用しています。</li> <li>● 構成員が受講すべき研修カリキュラムを定め、集中して研修受講ができる期間を設定する等の施策により、構成員が研修に従事する時間を確保することで、年間を通じて業務と並行して能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。</li> </ul>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部および監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>監査関与先の経営者や監査役等とのディスカッションの機会を十分に確保するとともに、ディスカッション資料の高度化等を通じて監査上のリスク等について率直かつ深度ある効果的な意見交換や議論を行っています。</p>
4-5	<p>監査法人は、内部および外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<p>内部または外部からの通報に関し、方針と手続を整備し、公表しています。通報者のプライバシーおよび秘密を保護するため、法人内のホットラインのほか、外部の法律事務所のウェブサイト上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。また、通報者に対して不利益な取扱いや差別を行ってはならないことを法人内規定において定めています。</p>

## 原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組に対する内外の評価を活用すべきである。

	原則・指針	対応状況
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組について、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書において、本原則の適用の状況や、監査品質向上の取組について説明しています。</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観およびそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)または会計監査の品質の向上に向けた取組に関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>● 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>● 経営機関等の構成や役割</li> <li>● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献および独立性に関する考え方</li> <li>● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>● 監査に関する業務の効率化および企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> <li>● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価</li> </ul>	<p>本報告書において、当法人の監査品質向上に向けたトップの姿勢や共通の基本理念、組織およびガバナンス体制、品質管理システムの状況、IT・デジタルの監査への利用、人材育成方針について説明するとともに、非監査業務の提供方針や財務基盤等について説明しています。また、監査品質に関連する定量情報をAQIとして示しています。</p> <p>詳細については、本報告書の各セクションの記述をご参照ください(カッコ内は本文の項目)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 品質管理に関するマネジメントの責任および姿勢(トップマネジメントからのメッセージ、2.3.1.)</li> <li>● 監査品質の基礎となる共通の基本理念であるOur Values(2.1.1.)</li> <li>● 監査品質に関する指標(9.2.)</li> <li>● 品質管理システムの整備、運用に関する枠組み(1.)</li> <li>● 当法人の組織およびガバナンス体制、ならびに各機関の役割(2.4.)</li> <li>● 経営評議会、経営監視委員会および公益監視委員会の構成員、役割、独立性に関する考え方(2.4.)</li> <li>● 非監査業務の提供方針の明確化(7.2.6.)</li> <li>● 今日のデジタル化に対応した監査プラットフォーム、ワークフローおよびメソドロジー(4.)</li> <li>● さまざまな視点・経験および適切な資格・スキルを有する人員の採用および継続的な人材育成戦略(5.1.、5.4.)</li> <li>● 特定の監査関与先からの報酬に左右されない財務基盤の確保の状況(7.2.7.)</li> <li>● 監査におけるグローバルネットワークのサポート(8.1.2.)</li> <li>● 監査品質の向上に向けた本原則に沿った取組に関する実効性の評価(15.)</li> </ul>

	原則・指針	対応状況
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グローバルネットワークやグループの概略およびその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>● グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</li> <li>● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>本報告書において、グローバルネットワークや国内グループ会社の概略、関係性(意思決定への当法人の参画状況を含む)や位置付けについて説明しています。また、グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的、そこから生じる監査品質に及ぼす利点やリスクへの対応について説明しています。</p> <p>詳細については、本報告書の各セクションの記述をご参照ください(カッコ内は本文の項目)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● KPMGインターナショナルの組織構造およびメンバーファームとしての責任(14.1.、14.2.)</li> <li>● KPMGインターナショナルの主要な統治機構への参画状況(14.4.)</li> <li>● KPMGのネットワークに加入する利点やリスクへの対応(14.5.)</li> <li>● KPMGメンバーシップにおいて監査や品質管理基準の適用を確保するための仕組み(2.3.)</li> <li>● 国内グループ会社のガバナンスへの関与(2.2.4.)</li> <li>● KPMGジャパンとして活動する利点やリスクへの対応(2.2.3.、2.2.4.)</li> </ul>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員または独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>資本市場のステークホルダーと対話の場を設けています。対話のテーマとしては、監査法人にとっての新たな問題や、監査法人の経営とガバナンスなどを取り上げています。対話の場には、公益監視委員会のメンバーも出席しています。</p> <p>(本文11.4. 市場参加者との対話 参照)</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人は、本原則の適用状況を評価し、監査品質の向上に向けた当法人の取組みは有効であると結論付けています。</p> <p>(本文15. 有限責任 あずさ監査法人の品質管理の有効性(2023年9月30日時点)について 参照)</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>市場参加者等との意見交換会を実施しています。ここで得られた監査法人に対する資本市場からの期待に関する意見を、組織的運営の改善に向け活用しています。</p> <p>(本文11.4. 市場参加者との対話 参照)</p>

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[kpmg.com/jp/azsa](http://kpmg.com/jp/azsa)

本報告書において、「KPMG」「我々」はグローバル組織またはあずさ監査法人を指します。

KPMGのグローバル組織は、KPMG International Limited(「KPMGインターナショナル」)の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)です。KPMG International Limitedは、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。

全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

KPMG Internationalとは、文脈上、KPMG International Services Ltd (KPMG International Limitedのメンバーファームに対してサービス、製品、およびサポートを提供するが、クライアントに対してこれらを提供しない)、またはKPMG International Cooperative (KPMGブランドを所有し、ライセンスを利用する)を意味する必要がない限り、KPMG International Limitedを指します。

本報告書において、「ファーム」、「KPMGファーム」、「メンバーファーム」、および「KPMGメンバーファーム」は、KPMG International Limitedのメンバー、KPMG International Limitedのサブライセンシーファームまたは、メンバーもしくはサブライセンシーファームである組織が完全にまたは主に支配する組織のいずれかを指します。KPMG International Limitedの統治機構全体については、「KPMG International Transparency Report」における「Governance and leadership」のセクションに記載されています。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 24-8023

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。